

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和2年9月17日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

- 第1 議案第39号 区政情報部分公開決定処分に対する審査請求に係る審理手続の終結について
- 第2 議案第40号 教育委員会の点検・評価結果報告書(令和元年度対象)について

報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について(資料1)
- 第2 児童・生徒の事故等の状況について(資料2)
- 第3 緑図書館のエレベーター及び受変電設備改修工事に伴う臨時休館について(資料3)

議案第39号

区政情報部分公開決定処分に対する審査請求に係る審理手続の終結について

上記の議案を提出する。

令和2年9月17日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

平成30年4月30日付けで提起のあった、区政情報部分公開決定処分に係る審査請求について、審理手続を終結する。

(提案理由)

行政不服審査法第9条第3項の規定により、読み替えて適用する同法第41条第1項の規定により、審理手続を終結する必要があるため。

区政情報部分公開決定処分に対する審査請求の概要について

1 審査請求の内容

審査請求人から、平成29年12月4日付け区政情報公開請求があったことに対して、教育委員会は、平成30年1月31日付けで、区政情報の一部を非公開とした部分公開決定及び不存在の決定を行った。

審査請求人は、この部分公開決定の取消し及び対象となる区政情報の公開を求めて、審査請求を教育委員会に対して行った。

区政情報の請求の内容：平成28年度に区立小中学校から区教育委員会に報告・提出された、教職員の不祥事、サービス事故に関する文書

2 経過

平成29年12月4日 区政情報公開請求の提起

平成30年1月31日 区政情報の部分公開及び不存在を決定

4月30日 審査請求の提起

6月 1日 審査請求人に弁明書（副本）の送付
墨田区行政不服審査会に諮問

令和2年2月27日～6月30日

墨田区行政不服審査会の開催（総務課主催：計4回開催）

8月 7日 墨田区行政不服審査会から、当該部分公開決定処分は妥当である旨、教育委員会あてに答申があった。

8月28日 審査請求人に答申の写しを送付

3 今後の予定

令和2年 9月17日以降 審理手続の終結について議決後、審査請求人にその旨を通知

11月9日 教育委員会で、裁決の議決
議決後、審査請求人に裁決書を送達

(写)

2 墨行審第 15 号

令和 2 年 8 月 7 日

墨田区教育委員会 様

墨田区行政不服審査会

会 長 磯 野 弥 生

区政情報の公開請求の部分公開決定処分に対する
審査請求について（答申）

平成 30 年 6 月 1 日付け 30 墨教庶第 387 号による諮問につ
いて、別紙のとおり答申します。

諮問番号：平成30年度諮問第2号

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人からの区政情報の公開請求に対して墨田区教育委員会（以下「諮問庁」という。）が行った部分公開決定処分は、妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 審査請求人は、平成29年12月4日付けで諮問庁に対し、墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、平成28年度の以下の報告書等の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 区立小中学校（校長・教頭・主任等を含む。(2)において同じ。）から諮問庁（教育委員会・教育長・部課長・指導主事等宛てを含む。(2)において同じ。）に提出・報告（口頭報告により記録された文書を含む。(2)において同じ。）のあった教職員に係る体罰・セクハラ等教職員の不祥事の全ての報告書等（添付資料は不要）

(2) 区立小中学校から諮問庁に提出・報告のあった教職員に係る交通事故（加害及び被害の両方）の報告書等（添付資料は不要）

(3) 上記(1)及び(2)により、東京都教育委員会（以下「都教委」という。）に報告（内申・進達）した文書及びその決定（伺い・起案）文書

2 諮問庁は、本件公開請求に対して、公開・非公開の判断の整理に時間を要するため、公開の可否の決定期間を延長することを決定し、平成29年12月19日付けで区政情報公開決定等期間延長通知書（29墨教指第1692号）を審査請求人に送付した。

3 諮問庁は、本件公開請求のうち上記1の(1)及び(3)について、5件の服務事故に係る服務事故報告書（第一報）、都教委への報告（追加資料の提出を含む。）に関する決定文書及び都教委への処分の内申に関する決定文書（以下これらを「本件対象文書」という。）を特定した。そして、本答申の別表（以下「別表」という。）のうち、「諮問庁が非公開とした部分」欄に掲げる情報

について、同表「非公開とした理由及び根拠」欄に掲げる理由及び根拠に該当するとして部分公開を決定し、平成30年1月31日付けで区政情報部分公開決定通知書（29墨教指第1692号の1。以下「本件通知書」という。）を審査請求人に送付した。

- 4 また、諮問庁は、本件公開請求のうち上記1の(2)について、対象の区政情報が存在しないとして、平成30年1月31日付けで区政情報不存在通知書（29墨教指第1692号の1）を審査請求人に送付した。
- 5 審査請求人は、上記3の部分公開決定（以下「本件処分」という。）を不服とし、非公開とされた部分の一部を公開することを求める審査請求書を平成30年4月30日付けで郵送し、同年5月1日に諮問庁に到達した。
- 6 諮問庁は、条例第17条第2項及び第3項の規定に基づき、弁明書の写しを添えて平成30年6月1日付けで当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（平成30年4月30日付け）及び意見書（同年7月2日付け）において、本件処分は違法及び不当であるため、以下のとおり本件処分を取り消し、非公開とされた部分の一部を公開するよう主張している。

1 審査請求の趣旨

諮問庁が平成30年1月31日付けで審査請求人に対して行った本件処分を取り消し、別表のうち、「諮問庁が非公開とした部分」欄に掲げる情報のうち、同表「審査請求人が公開を求める部分」欄に記載された情報の公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、以下のとおり要約される。

- (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）と条例は同じ内容を規定している。情報公開法第5条に規定する不開示情報は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を最大限に保護するためのものであり、不開示情報が記録されている場合における行政機関の長の執るべき行為について明文の規定はないが、これは行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的

に判断される必要がある。

- (2) 情報公開法第5条第1号の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の「おそれ」の有無についての判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。各規定の要件の該当性を客観的に判断し、個人の権利利益を保護する事務の根拠となる規定・趣旨に照らし、適正な遂行といえるものであることが行政機関の長には求められる。
- (3) 諮問庁の執った行為は、情報公開法及び条例の精神に反し、蓋然性のない恣意的判断による身内意識からの^{かば}庇い立てであり、適正な遂行とは程遠いものである。これまでも、墨田区行政の条例の運用は、上記(1)の考え方とは正反対のものであり、墨田区行政の職員による非公開情報の該当性の判断は的確なものではない。地方公共団体としての墨田区に置かれた行政委員会たる諮問庁には、独立した実施機関としての適切な判断が求められる。
- (4) 個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、被害者等には最大限の保護は必須ではあるが、地方公務員法第33条の「信用失墜行為の禁止」に違反したことにより、同法第29条（懲戒）等に基づき、懲戒免職・停職・減給・戒告の処分はもちろん、訓告・厳重注意を受けた者は、法令等を犯し処分されたのであるから、情報公開法及び条例の法的保護をそのまま該当させるべきではない。法令違反等の該当者については、個人の正当な権利利益を最大限に保護する必要はなく、生年月日等の最小限に留めるべきである。
- (5) 非公開とする理由及び根拠の中に「公にすることにより、今後、同種の事故が発生した場合に、事故関係者からの適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため（条例第6条第6号）」とあるが、適切な情報収集や人事管理については、単なる確率的な可能性であり、教育委員会が日頃から教職員（学校）や保護者等（地域）の信頼を得ていれば困難や支障を生じることはない。教育委員会が厳正に対処し公表することにより、全教職員には正確な情報の提供と自覚を促し、同種の事故の抑止へとつなげるべきである。

- (6) 不祥事については再発の防止からも積極的に公表するべきである。公表の有無や範囲は墨田区行政の任意ではあるが、議会やマスコミ等を通じての区民等への公表は、全職員に自覚を促し再発を抑止する効果がある。多くの自治体で行われており、時代の趨勢である。
- (7) 非違行為を行って懲戒免職となった教職員をなぜ区民や区議会に公開し、再発防止の対策を講じようとならないのか。ひたすらに隠蔽し、身内意識から庇い立てをすることは、区民には到底受け入れられない。当該非違行為及び懲戒免職は、本人が他人に知られたいと望む、望まないに関わらず、教職歴及び職責を考慮すると、都区教育委員会並びに同校及び他校の教職員はもちろん、同校の児童及び保護者並びに校区住民も当然に知り得る情報である。
- (8) 被害者の個人情報は求めている。
また、関係者等々を含めた方々の心身の状況・病歴・学歴・親族関係などの公開も求めている。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁は、弁明書（平成30年5月23日付け）及び口頭理由説明（令和2年2月27日聴取）において、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

その理由は、以下のように要約される。

1 法令秘情報について（条例第6条第1号）

- (1) 条例第6条第1号は、「法令及び条例の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関が示す処理基準により、公にすることができないと認められる情報」について、非公開情報としている。
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2は、「訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法・・・の規定は、適用しない。」と規定しており、同条の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されるが（内閣府の情報公開・個人情報保護審査会（以下「内閣府審査会」という。）の答申（平成14年5月24日／平成14年度（行情）第29号））、不起訴処分となっ

たことにより作成される不起訴処分告知書が、この「訴訟に関する書類」に含まれることは明白である。

(3) さらに、刑事訴訟法第47条本文において、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定され、不起訴記録に係る「訴訟に関する書類」は非公開とされている。

(4) 上記(2)及び(3)のとおり、刑事訴訟法第47条において不起訴記録に係る「訴訟に関する書類」の非公開が、また、同法第53条の2において「訴訟に関する書類」に係る情報公開法の適用除外が規定されており、不起訴処分告知書は、条例第6条第1号に規定する「法令・・・の規定・・・により、公にすることができないと認められる情報」に該当する。

2 個人に関する情報について（条例第6条第2号）

(1) 条例第6条第2号は、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、原則として非公開情報としており、同号ただし書ウにおいて、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、非公開情報から除かれる情報としている。これは情報公開法第5条第1号ただし書ハと同じ規定であり、これらは同意義であると解される。

(2) 判例においては、「国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が情報公開法第5条第1号に規定する『個人』に当たるとを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないものと解するのが相当である」（平成15年11月11日最高裁第三小法廷判決）と判示しているが、この判決は、公務員等に係る情報も「個人に関する情報」であることを前提としている。

(3) そして、情報公開法第5条第1号ただし書ウの「公務員の職務の遂行に係る情報」とは、行政庁として分任する職務の遂行に係る情報のことであり、ある公務員AがBによって分限処分を受けた場合、当該処分を行うことは、Bの職務の遂行に係る情報ではあるが、Aにとっては職務に関する

情報ではあっても、職務の遂行に係る情報ではない。内閣府審査会の答申（平成19年2月9日／平成18年度（行情）第379号）においても、懲戒処分を受けることが被処分者に分任された職務遂行に係る情報とはいえないと判断している。

- (4) 公務員の心身の状況、病歴、学歴、親族関係など、当該公務員の公務と直接関係のない情報については、公務員の個人に関する情報としてみだりに公開されるべきでないことは当然であり、公務員の公務に関連した情報であっても、公務員の勤務態度、勤務成績、処分歴等、個人の資質、名誉に関わる当該公務員固有の情報であって、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものである。これらは、公務員の個人に関する情報としてみだりに公開されるべきではないのであって、条例第6条第2号に規定する「個人に関する情報」に含まれることは、明白である。
- (5) 本件処分において非公開とした情報は、服務事故に関連した教職員の学校名、氏名、年齢、性別、生年月日等の身分取扱い上に関する情報であって、上記(4)のとおり、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものである。したがって、当該情報は、条例第6条第2号に規定する「個人に関する情報」に該当し、さらに、上記(3)のとおり、公務員の職務の遂行に係る情報ではないから、非公開情報から除外されない。これは、たとえ不祥事を起こした教職員であっても同様である。
- (6) 審査請求人は、懲戒免職・停職・減給・戒告の処分又は訓告・嚴重注意を受けた者に対して、情報公開法及び条例の法的保護を該当させるべきではないと主張しているが、法的保護を一律に該当させないとする法的根拠は存在しないため、当該主張は妥当ではない。
- (7) 国の「情報公開に関する公務員の氏名・不服申立て事案の事務処理に関する取扱方針（各府省申合せ等）」中の「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ（以下「連絡会議申合せ」という。））では、「各行政機関は、その所属する職員（・・・）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものと

する。特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。①氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」とし、「上記取扱方針に基づき行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、今後は、情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には、情報公開法第5条第1号ただし書イ（公領域情報）に該当することとなり、開示されることとなる」と述べている。しかしながら、内閣府審査会の答申（平成21年9月3日／平成21年度（行情）第192号）は、氏名等を公にした場合、当該職員が非違行為を行った、あるいはその疑いが濃厚であると同僚、知人等から誤認されるとともに、公務員としての資質に疑いを持たれるおそれがあるから、当該職員個人の権利利益を害することとなると認められ、上記申合せに定める特段の支障の生ずるおそれがある場合に該当するとして、当該職員の氏名は不開示としている。このことから、職務遂行に係る情報に含まれる教職員の氏名について公開すべきとする審査請求人の主張は採用することができない。

- (8) 本件処分において非公開とした教職員の学校名等の情報は、それらの情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、教職員名簿等の他の情報とを組み合わせることにより、特定の個人が識別される可能性がある。そうすると、それらの情報を公にすることにより、個人の資質、名誉に関わる当該教職員固有の情報が公開されてしまうことになり、個人の権利利益を害するおそれが十分にあるものである。

3 事務事業情報について（条例第6条第6号）

- (1) 条例第6条第6号及び情報公開法第5条第6号は同じ規定をしており、条例における非公開情報と情報公開法における不開示情報は、同意義であると解される。
- (2) これらの規定は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を非公開とするものであるが、「支障」の程度については、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」についても、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であるとされている。

なお、「おそれ」の蓋然性については、「行政機関においてそのおそれが

あると判断するだけでなく客観的にそのおそれがあると認められることが必要であるというべきであるが、高度な蓋然性があることまで要求することはできない」（平成17年1月25日高松高裁判決）と判示されている。

(3) 判例においては、「公開されることになった場合、作成者や記載内容中の関係者が特定されて問題が生じるのをおそれたり、自らが記載した具体的内容が広く第三者に公開される可能性があるのを嫌ったりして、当たり障りのない記載しかしなくなる結果、本件各文書の記載内容が形骸化するおそれがある。・・・これを公開した場合に、・・・事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」（平成22年2月25日最高裁第一小法廷判決）として、情報を公開した場合に行政機関の事務又は事業に支障が生ずるおそれがあるので、非公開情報に当たると判示している。

(4) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にすると認められる情報は非公開となる。ただし、困難にすると認められるのは、実質的で法的保護に値する蓋然性のある場合である。審査請求人は、蓋然性がなく単なる確率的な可能性であると主張するが、不祥事に係る報告書等の作成においては、これが公開されることとなった場合、事情聴取への協力に慎重になる等、正確な事実関係の把握が困難になるため、再発防止策の策定や処分に影響が生じ、ひいては教職員の資質向上に支障が生ずるおそれが十分にあるものである。

第5 審査会の判断

1 条例の構成と趣旨

条例は、「区民の区政情報の公開を請求する権利」を保障するとともに、区政に関する説明責務を全うし、開かれた区政の実現と区政に対する区民の理解と信頼を深めることにより、地方自治の本旨に即した区政を推進することを目的とし（第1条）、できるだけ区政情報を公開することを原則としている（第3条）。

他方、区政情報のうちには、私人の権利利益の保護や公益の保護等のため非公開とすべき情報が含まれる場合があることから、条例第6条第1号から

第7号までのいずれかに該当する情報（非公開情報）が記録されている場合を除き、公開しなければならないと定めている。

そして、個人に関する情報については、みだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないと定め（条例第3条）、条例第6条第2号本文で、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として非公開とする旨を規定している。

さらに、条例第6条第2号ただし書では、

ア 法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（・・・）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

のいずれかの情報（以下「非公開除外情報」という。）に該当する場合には、同号本文に該当するものであっても、公開しなければならない旨を規定している。

また、条例第6条第6号本文では、「実施機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」については、これを非公開とする旨を規定し、同号エで「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にすること。」を掲げている。

2 本件対象文書と審査請求人が公開を求める事項

本件対象文書は、別表の「対象文書」欄の1から16までにあるとおり、教職員が起こした非違行為又は事故等に関する5件の事案につき、事案の概要や調査の報告等を内容とした文書である。諮問庁は、それらのうち、別表

の「諮問庁が非公開とした部分」欄に記載された情報について、「非公開とした理由及び根拠」欄に記載の理由をもって、非公開とする決定をした。

これに対し、審査請求人は、それら非公開とされた情報のうち、別表の「審査請求人が公開を求める部分」欄に記載された事項の公開を求めている。

そこで、審査請求人が公開を求める事項について、それらが条例第6条各号に該当する情報であるか否かを検討することとする。

3 非公開情報該当性の検討

別表の「対象文書」欄の1から16までの文書（ただし、同欄の9の文書を除く。）に関して、当審査会において見分し、審査請求人が公開を求める事項につき、公開をすべきか否かを以下のとおり順番に検討する。

(1) 「対象文書」1について

「対象文書」1は、1件目のサービス事故に係る諮問庁から都教委へのサービス事故報告書（第一報）である。

ア 条例第6条第2号本文の該当性

審査請求人が公開を求める事項のうち、サービス事故者の氏名は明らかに個人識別情報であり、学校名及び事故関係者である教職員の職名については、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができる情報であると認められるから、いずれも条例第6条第2号本文に該当する。

イ 条例第6条第2号ただし書の該当性

サービス事故者は、条例第6条第2号ただし書ウにいう公務員等に該当するところ、報告をすることは、報告者である公務員にとってはその者が分任する職務の遂行といえるが、報告にサービス事故者として記載された公務員にとっては、その者が分任する職務の遂行とはいえないから、上記アに掲げる情報は、同号ただし書ウには該当しない。

また、職員の非違行為について、都教委が懲戒処分等を行った場合に、処分内容及びその重大性、社会的影響等により、当該処分内容又は職員の氏名等を都教委の判断により公表する場合があるが、本件公開請求で対象となった5件のサービス事故において、上記アに掲げる情報が公表された事実は確認できないから、当該情報は、条例第6条第2号ただし書アには該当しない。

さらに、上記アに掲げる情報には、条例第6条第2号ただし書イにいう人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要があると認められるべき公益上の保護や重大性、緊急性も認められないことは明らかである。

ウ 条例第6条第6号の該当性

「対象文書」1中の具体的発言内容について、諮問庁は条例第6条第2号に該当するとするが、当審査会は、次のとおり同条第6号に該当すると判断する。

職員による非違行為又は事故等が発生した場合、その報告のために被害者など事故関係者から事情聴取を行うことになるが、このような事情聴取における事故関係者の具体的な発言内容等が公開されることになった場合、事故関係者が事情聴取等への協力に^{しゅん}逡巡すること等により、事故関係者からの適切な情報収集が困難になり、正確な事実の把握が困難となる蓋然性が高い。したがって、これを公開することは、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められることから、「対象文書」1中の具体的発言内容は、条例第6条第6号に該当する。

なお、以下の対象文書中の同種の情報に対して、諮問庁が条例第6条第2号に該当すると判断しているものについても同様とする。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(2) 「対象文書」2について

「対象文書」2は、1件目のサービス事故に係る諮問庁から都教委への報告に関する決定文書である。「対象文書」2中のサービス事故者の氏名のほか、校種、学校名、特定の場所名並びに事故関係者である教職員の氏名、性別及び職名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

なお、校種については、墨田区内の小学校が25校、中学校が10校とそれほど多くないことから、上記のとおり判断した。

また、「対象文書」2中の具体的聴取内容、具体的言動及び教諭の心情並びに添付資料「記録」及び添付資料「ボイスレコーダー発言録」は、上記(1)ウに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第6号の該当性については、上記(1)ウで述べたとおりである。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(3) 「対象文書」 3について

「対象文書」 3は、1件目のサービス事故に係る諮問庁から都教委への処分の内申に関する決定文書である。「対象文書」 3中のサービス事故者の氏名及び学校名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(4) 「対象文書」 4について

「対象文書」 4は、2件目のサービス事故に係る諮問庁から都教委へのサービス事故報告書（第一報）である。「対象文書」 4中のサービス事故者の氏名及び学校名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(5) 「対象文書」 5について

「対象文書」 5は、2件目のサービス事故に係る諮問庁から都教委への報告に関する決定文書である。「対象文書」 5中のサービス事故者の氏名のほか、校種、学校名、サービス事故者の住所及び事故関係者である教職員の氏名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

また、「対象文書」 5中の具体的発言及び具体的聴取内容は、上記(1)ウに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第6号の該当性については、上記(1)ウで述べたとおりである。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(6) 「対象文書」 6について

「対象文書」 6は、2件目のサービス事故に係る諮問庁から都教委への処分の内申に関する決定文書である。「対象文書」 6中のサービス事故者の氏名及び学校名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(7) 「対象文書」 7について

「対象文書」 7は、3件目のサービス事故に係る諮問庁から都教委へのサービス

事故報告書（第一報）である。「対象文書」7中の服務事故者の氏名のほか、学校名及び学校行事期間は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

また、「対象文書」7中の具体的送信内容及び具体的聴取内容は、上記(1)ウに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第6号の該当性については、上記(1)ウで述べたとおりである。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(8) 「対象文書」8について

「対象文書」8は、3件目の服務事故に係る諮問庁から都教委への報告に関する決定文書である。「対象文書」8中の服務事故者の氏名及び生年月日のほか、校種、学校名、学校所在地、学校行事期間、部活動（等）名並びに事故関係者である教職員等の氏名及び性別は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

また、「対象文書」8中の具体的聴取内容、具体的内容、心情及び具体的言動並びに添付資料(1)及び添付資料(2)は、上記(1)ウに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第6号の該当性については、上記(1)ウで述べたとおりである。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(9) 「対象文書」10について

「対象文書」10は、4件目の服務事故に係る諮問庁から都教委への服務事故報告書（第一報）である。「対象文書」9中の服務事故者の氏名及び学校名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(10) 「対象文書」11について

「対象文書」11は、4件目の服務事故に係る諮問庁から都教委への報告に関する決定文書である。「対象文書」11中の服務事故者の氏名のほか、校種、学校名、服務事故者の担当学級及び事故関係者である教職員の氏名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の

該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

また、「対象文書」11中の具体的発言は、上記(1)ウに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第6号の該当性については、上記(1)ウで述べたとおりである。

なお、添付資料「不起訴処分告知書」は、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類であり、情報公開法の規定は適用されない。その趣旨に鑑みれば、「不起訴処分告知書」は、条例第6条第1号でいう「法令等の規定・・・により、公にすることができないと認められる情報」に該当するものといえることができる。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(11) 「対象文書」12について

「対象文書」12は、4件目の服務事故に係る諮問庁から都教委への追加資料の提出に関する決定文書である。「対象文書」12中の服務事故者の氏名のほか、学校名、服務事故者の担当学級及び事故関係者である教職員の氏名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

また、「対象文書」12中の「人柄・性格等」・「指導力（教科指導、生徒指導、学級経営等）」・「その他」中の全部及び業績評価の評定は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報といえることができ、条例第6条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しない情報である。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(12) 「対象文書」13について

「対象文書」13は、4件目の服務事故に係る諮問庁から都教委への追加資料の提出に関する決定文書である。「対象文書」13中の追加資料「運転記録証明書」は、全体として個人識別情報といえるものであり、条例第6条第2号に該当する。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(13) 「対象文書」14について

「対象文書」14は、5件目の服務事故に係る諮問庁から都教委への服務事故報告書（第一報）である。「対象文書」14中の服務事故者の氏名

及び学校名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(14) 「対象文書」15について

「対象文書」15は、5件目の服務事故に係る諮問庁から都教委への報告に関する決定文書である。「対象文書」15中の服務事故者の氏名のほか、校種、学校名、体罰を受けた者の年齢、事故関係者である教職員の氏名及び目撃した生徒の氏名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

また、「対象文書」15中の具体的聴取内容及び具体的発言は、上記(1)ウに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第6号の該当性については、上記(1)ウで述べたとおりである。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

(15) 「対象文書」16について

「対象文書」16は、5件目の服務事故に係る諮問庁から都教委への処分の内申に関する決定文書である。「対象文書」16中の服務事故者の氏名及び学校名は、上記(1)アに掲げる情報と同種のものであり、条例第6条第2号の該当性については、上記(1)ア及びイで述べたとおりである。

したがって、諮問庁が当該情報を非公開としたことは相当である。

4 その他

審査請求人のその他の主張に対する当審査会の見解を、以下のとおり述べる。

- (1) 審査請求人は、「懲戒免職・停職・減給・戒告の処分は勿論、訓告・^{もちろん}嚴重注意を受けた者は、法等を犯し処分されたのである。法や諸規程の過ちを犯し処分された者に、法及び条例の法的保護をそのまま該当させるべきではない。」とする。しかし、本件の対象文書は、主に非違行為又は事故等、処分の端緒となり得る事実の報告を内容としたもので、必ずしも処分を受けたか否かを明らかにするものではない。

また、公務員の職務に関する情報であっても、同時に当該公務員の個人に関する情報の性質を有しているから、条例第6条第2号本文の個人に関

する情報には、当然公務員たる個人の情報も含まれ、これを前提にただし書で非公開除外情報を定めているものと考えられる。したがって、何らかの非違行為等があり、仮に処分を受けた場合であっても、一律に条例の保護の対象外とすべき理由はないから、その点の審査請求人の主張は失当である。

- (2) 審査請求人は、「厳正に対処し教育委員会が公表することにより、全教職員には正確な情報の提供と自覚を促し、同種の事故の抑止へと繋^{つな}げるべきである。」とする。しかし、この当否については、情報公開の問題ではないため、当審査会では論じない。

5 結論

以上のとおりであるから、諮問庁が行った本件対象文書の一部を非公開とした処分は、「第1 審査会の結論」のとおり、いずれも妥当であると判断する。

第6 審査の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審査した。

平成30年6月1日	・ 諮問
平成30年7月4日	・ 審査請求人から意見書を収受
令和2年2月27日 (第1回審査会)	・ 諮問庁から口頭による説明を聴取 ・ 審査
令和2年3月27日 (第2回審査会)	・ 審査
令和2年5月29日 (第3回審査会)	・ 審査
令和2年6月30日 (第4回審査会)	・ 審査

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、安達 和志、木ノ内 建造、中野 剛史

別表

対象文書	諮問庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
1 勤務事故報告書 (第一報)	「発生場所」中の学校名 「対象者所属校・職名・氏名・年齢・性別」中の学校名・氏名 「関係者(教職員等)」中の学校名・職名・氏名・年齢 「内容の概要」中の教諭氏名・職名・具体的発言内容・校長氏名 「発覚の経緯」中の教諭氏名・職名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	「発生場所」中の学校名 「対象者所属校・職名・氏名・年齢・性別」中の学校名・氏名 「関係者(教職員等)」中の学校名・職名 「内容の概要」中の具体的発言内容・校長氏名
2 28墨教指第790号決定文書	起案用紙中の校種・学校名・勤務事故者氏名 報告文(案)における「3 発生場所」中の学校名・特定の場所名 報告文(案)における「4 当事者・関係者の氏名等」中「セクシュアル・ハラスメントを行った者」の学校名・校長氏名・生年月日、「セクシュアル・ハラスメントを受けた者」の学校名・校長氏名・職名・氏名・生年月日・年齢・担当教科・校務分掌・教職年数、「関係者」の学校名・校長氏名・氏名・性別・生年月日・年齢 報告文(案)における「5 発生の状況(1)当事者・関係者からの事情聴取内容」中①～⑧までの「発生までの経過」中の校長氏名・学校名・特定の場所名、「セクシュアル・ハラスメントを受けた者」の職名・氏名、「関係者」の氏名 報告文(案)における「5 発生の状況(1)当事者・関係者からの事情聴取内容」中①～⑧までの「発生までの経過」中の具体的聴取内容	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため(条例第6条第2号) 公にすることにより、今後、同種の事故が発生した場合に、事故関係者からの適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため(条例第6条第6号)	起案用紙中の校種・学校名・勤務事故者氏名 報告文(案)における「3 発生場所」中の学校名・特定の場所名 報告文(案)における「4 当事者・関係者の氏名等」中「セクシュアル・ハラスメントを行った者」の学校名・校長氏名、「セクシュアル・ハラスメントを受けた者」の学校名・校長氏名、「関係者」の学校名・校長氏名・性別 報告文(案)における「5 発生の状況(1)当事者・関係者からの事情聴取内容」中①～⑧までの「発生までの経過」中の校長氏名・学校名・特定の場所名 報告文(案)における「5 発生の状況(1)当事者・関係者からの事情聴取内容」中①～⑧までの「発生までの経過」中の具体的聴取内容(全て非公開となっている。「セクシュアル・ハラスメントを受けた者等」の個人情報を除いた部分の公開を求める。)

対象文書	諮問庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
(続き) 2 28墨 教指第7 90号決 定文書	報告文(案)における「5 発 生の状況(2) 確認した不適切 な行為発生の経緯及び事実」中 の学校名・教諭氏名・職名・具 体的言動・教諭の心情・年次有 給休暇取得日・出勤日	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができる もの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)又は特定の個人を識 別することはできないが、公 にすることにより、なお個人 の権利利益を害するおそれ があるものであるため(条例 第6条第2号)	報告文(案)における「5 発生 の状況(2) 確認した不適切な行 為発生の経緯及び事実」中の学校 名・具体的言動・教諭の心情
	報告文(案)における「6 墨 田区教育委員会及び学校の対応 措置」中の学校名・校長氏名・ 副校長氏名・教諭氏名・職名・ 具体的言動・教諭の心情		報告文(案)における「6 墨田 区教育委員会及び学校の対応措 置」中の学校名・校長氏名・副校 長氏名・具体的言動・教諭の心情
	報告文(案)における「7 墨 田区教育委員会の見解」中の学 校名・校長氏名		報告文(案)における「7 墨田 区教育委員会の見解」中の学校 名・校長氏名
	報告文(案)における「8 添 付資料」中の教諭氏名・職名		報告文(案)における「8 添付 資料」中の職名
	報告文における「3 発生場所」 中の学校名・特定の場所名		報告文における「3 発生場所」 中の学校名・特定の場所名
	報告文における「4 当事者・ 関係者の氏名等」中「セクシュ アル・ハラスメントを行った者」 の学校名・校長氏名・生年月日、 「セクシュアル・ハラスメント を受けた者」の学校名・校長氏 名・職名・氏名・生年月日・年 齢・担当教科・校務分掌・教職 年数、「関係者」の学校名・校長 氏名・氏名・性別・生年月日・ 年齢		報告文における「4 当事者・関 係者の氏名等」中「セクシュ アル・ハラスメントを行った者」の 学校名・校長氏名、「セクシュ アル・ハラスメントを受けた者」の 学校名・校長氏名、「関係者」の 学校名・校長氏名・性別
	添付資料「記録」		添付資料「記録」
	添付資料「ボイスレコーダー発 言録」		添付資料「ボイスレコーダー発 言録」
3 28墨 教指第7 91号決 定文書	起案用紙中の学校名・服務事故 者氏名	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができる もの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)であるため(条例第 6条第2号)	起案用紙中の学校名・服務事故者 氏名
	内申(案)中の学校名・服務事 故者氏名		内申(案)中の学校名・服務事 故者氏名
	内申中の学校名・服務事故者氏 名		内申中の学校名・服務事故者氏名
4 服務事 故報告書 (第一 報)	「発生場所」中の学校名	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができる もの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)又は特定の個人を識 別することはできないが、公 にすることにより、なお個人	「発生場所」中の学校名
	「対象者所属校・職名・氏名・年 齢・性別」中の学校名・氏名		「対象者所属校・職名・氏名・年 齢・性別」中の学校名・氏名
	「内容の概要」中の教諭氏名		「内容の概要」中の教諭氏名

対象文書	諮問庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
(続き) 4 服務事故報告書 (第一報)	「発覚の経緯」中の教諭氏名 「その他」中の教諭氏名	(続き) の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	「発覚の経緯」中の教諭氏名 「その他」中の教諭氏名
5 28墨 教指第1 575号 決定文書	起案用紙中の校種・学校名・服務事故者氏名 報告文における「3 発生場所」中の住所・学校名・氏名 報告文における「4 当事者の氏名等」中の学校名・校長氏名・当事者氏名・生年月日 報告文における「5 発生状況」中の学校名・教諭氏名・副校長氏名・具体的発言 報告文における「6 学校及び墨田区教育委員会の対応措置」中の学校名・副校長氏名・教諭氏名・校長氏名・具体的聴取内容 報告文における「7 墨田区教育委員会の見解」中の学校名・校長氏名・教諭氏名 報告文における「8 添付資料」中の学校名 添付資料(1)「校内研修計画」中の学校名 添付資料(2)「個人情報の取扱規程」中の学校名 添付資料(3)「成績補助簿の写し」 添付資料(4)「校舎配置図」 添付資料(5)「職員室見取り図」	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号) 生徒の成績に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報を除いたとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため(条例第6条第2号) 校舎の構造が明らかにされることにより、犯罪を誘発し、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるため(条例第6条第4号) 職員室における書類等の保管場所が明らかにされることにより、犯罪を誘発し、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるため(条例第6条第4号)	起案用紙中の校種(小学校)・学校名・服務事故者氏名 報告文における「3 発生場所」中の住所・学校名・氏名 報告文における「4 当事者の氏名等」中の学校名・校長氏名・当事者氏名 報告文における「5 発生状況」中の学校名・教諭氏名・副校長氏名・具体的発言 報告文における「6 学校及び墨田区教育委員会の対応措置」中の学校名・副校長氏名・教諭氏名・校長氏名・具体的聴取内容 報告文における「7 墨田区教育委員会の見解」中の学校名・校長氏名・教諭氏名 報告文における「8 添付資料」中の学校名 添付資料(1)「校内研修計画」中の学校名 添付資料(2)「個人情報の取扱規程」中の学校名

対象文書	諮問庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
(続き) 5 28墨 教指第1 575号 決定文書	添付資料(6)「自宅見取り図及び写真」	個人に関する情報であり、特定の個人を識別できなくても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため(条例第6条第2号)	
	報告文(送付文書)における「3 発生場所」中の住所・学校名・氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	報告文(送付文書)における「3 発生場所」中の学校名・氏名
	報告文(送付文書)における「4 当事者の氏名等」中の学校名・校長氏名・当事者氏名・生年月日	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため(条例第6条第2号)	報告文(送付文書)における「4 当事者の氏名等」中の学校名・校長氏名・当事者氏名
	報告文(送付文書)における「5 発生状況」中の学校名・教諭氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため(条例第6条第2号)	報告文(送付文書)における「5 発生状況」中の学校名・教諭氏名
6 28墨 教指第1 575号 の1決定 文書	起案用紙中の学校名、服務事故者氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため(条例第6条第2号)	起案用紙中の学校名、服務事故者氏名
	内申(案)中の学校名、服務事故者氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため(条例第6条第2号)	内申(案)中の学校名、服務事故者氏名
	内申中の学校名、服務事故者氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため(条例第6条第2号)	内申中の学校名、服務事故者氏名
7 服務事 故報告書 (第一 報)	「発生場所」中の学校名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	「発生場所」中の学校名
	「対象者所属校・職名・氏名・年齢・性別」中の学校名・氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	「対象者所属校・職名・氏名・年齢・性別」中の学校名・氏名
	「関係者(児童・生徒)学年・組・氏名・年齢・性別」中の学校名・関係者氏名・年齢・性別	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	「関係者(児童・生徒)学年・組・氏名・年齢・性別」中の学校名
	「内容の概要」中の学校名・関係者氏名・教諭氏名・具体的送信内容・学校行事期間	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため(条例第6条第2号)	「内容の概要」中の学校名・教諭氏名・具体的送信内容・学校行事期間
	「発覚の経緯」中の関係者氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため(条例第6条第2号)	
	「その他」欄の手書きメモによる具体的聴取内容	公にすることにより、今後、同種の事故が発生した場合に、事故関係者からの適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため(条例第6条第6号)	「その他」欄の手書きメモによる具体的聴取内容(全て非公開となっている。「関係者」の個人情報を除いた部分の公開を求める。)

対象文書	諮問庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
8 28墨 教指第2 095号 決定文書	起案用紙中の校種・学校名・服 務事故者氏名	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができる もの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)であるため(条例第 6条第2号)	起案用紙中の校種(中学校)・学 校名・勤務事故者氏名
	報告文における「3 発生場所」 中の勤務事故者の住所・学校 名・氏名・学校所在地		報告文における「3 発生場所」 中の勤務事故者の学校名・氏名・ 学校所在地
	報告文における「4 当事者・ 関係者の氏名等」中「行為を行っ た者」の学校名・氏名・生年月 日・部活動名、「行為を受けた者」 の学校名・氏名・性別・生年月 日・年齢・部活動等名、「関係者」 の学校名・氏名・性別・生年月 日・年齢、「保護者」の氏名・住 所		報告文における「4 当事者・関 係者の氏名等」中「行為を行っ た者」の学校名・氏名・生年月日・ 部活動名、「行為を受けた者」の 学校名、「関係者」の学校名・氏 名・性別
	報告文における「5 発生の状 況(1)当事者・関係者からの 事情聴取内容」の氏名		報告文における「5 発生の状況 (1)当事者・関係者からの事情 聴取内容」の氏名
	報告文における「5 発生の状 況(1)当事者・関係者からの 事情聴取内容」の具体的聴取内 容		報告文における「5 発生の状況 (1)当事者・関係者からの事情 聴取内容」の具体的聴取内容(全 て非公開となっている。「関係者」 の個人情報を除いた部分の公開 を求める。)
	報告文における「5 発生の状 況(2)確認した事故発生の経 緯及び事実」中の学校名・教諭 氏名・生徒氏名・具体的内容・ 心情		報告文における「5 発生の状況 (2)確認した事故発生の経緯及 び事実」中の学校名・教諭氏名・ 具体的内容・心情
	報告文における「6 学校及び 墨田区教育委員会の対応措置」 中の学校名・氏名・学校行事期 間・部活動等名・具体的言動・ ・具体的聴取内容・心情		報告文における「6 学校及び墨 田区教育委員会の対応措置」中の 学校名・氏名・学校行事期間・部 活動等名・具体的言動・具体的聴 取内容・心情
	報告文における「7 墨田区教 育委員会の見解」中の学校名・ 教諭氏名		報告文における「7 墨田区教育 委員会の見解」中の学校名・教諭 氏名
	報告文における「8 添付資料」 中の教諭氏名		報告文における「8 添付資料」 中の教諭氏名
	添付資料(1)		添付資料(1)
添付資料(2)	添付資料(2)		

対象文書	諮問庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
9 28 墨 教指第2 095号 の1決定 文書	追加資料中の「人柄・性格等」 「学力、学習態度、学校生活の 状況等」「家庭・家庭環境・保護 者の状況等」の具体的内容	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができるもの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)であるため(条例第 6条第2号)	
10 服務 事故報告 書(第一 報)	「対象者所属校・職名・氏名・ 年齢・性別」中の学校名・氏名 「関係者(児童・生徒)学年・ 組・氏名・年齢・性別」欄の手 書きメモによる家族及び家庭の 状況	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができるもの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)又は特定の個人を識 別することはできないが、公 にすることにより、なお個人 の権利利益を害するおそれ があるものであるため(条例 第6条第2号)	「対象者所属校・職名・氏名・年 齢・性別」中の学校名・氏名
11 28 墨教指第 2248 号決定文 書	起案用紙中の校種・学校名・服 務事故者氏名 報告文における「4 当事者の 氏名等」中の学校名・校長氏名・ 服務事故者氏名・生年月日・住 所・担当学級 報告文における「5 発生の状 況」中の学校名・服務事故者氏 名・家族及び家庭の状況・具体 的発言・校長氏名 報告文における「6 学校及び 墨田区教育委員会の対応措置」 中の学校名・校長氏名・服務事 故者氏名・副校長氏名 報告文における「7 墨田区教 育委員会の見解」中の学校名・ 服務事故者氏名 報告文(送付文書)における「4 当事者の氏名等」中の学校名・ 校長氏名・服務事故者氏名・生 年月日・住所・担当学級 添付資料「不起訴処分告知書」	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができるもの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)又は特定の個人を識 別することはできないが、公 にすることにより、なお個人 の権利利益を害するおそれ があるものであるため(条例 第6条第2号)	起案用紙中の校種・学校名・服務 事故者氏名 報告文における「4 当事者の氏 名等」中の学校名・校長氏名・服 務事故者氏名・担当学級 報告文における「5 発生の状 況」中の学校名・具体的発言・校 長氏名 報告文における「6 学校及び墨 田区教育委員会の対応措置」中の 学校名・校長氏名・服務事故者氏 名・副校長氏名 報告文における「7 墨田区教育 委員会の見解」中の学校名・服務 事故者氏名 報告文(送付文書)における「4 当事者の氏名等」中の学校名・校 長氏名・服務事故者氏名・担当学 級 添付資料「不起訴処分告知書」 (刑事訴訟法第53条は、「何人 も、被告事件の終結後、訴訟記録 を閲覧することができる。」ので ある。教育委員会へ提出されてい る以上、公開するべきである。)

対象文書	諮問庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
1 2 28 墨教指第 2 2 4 8 号の1決 定文書	服務事故関係資料における「事 故者所属」中の学校名	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができる もの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)又は特定の個人を識 別することはできないが、公 にすることにより、なお個人 の権利利益を害するおそれ があるものであるため(条例 第6条第2号)	服務事故関係資料における「事故 者所属」中の学校名
	服務事故関係資料における「事 故者氏名」中の氏名		服務事故関係資料における「事故 者氏名」中の氏名
	服務事故関係資料における「② 事故者の概要」中「学年」の担 当学級、「人柄・性格等」「指導 力(教科指導、生徒指導、学級 経営等)」「その他」中の全部、 業績評価の評定		服務事故関係資料における「②事 故者の概要」中「学年」の担当学 級、「人柄・性格等」「指導力(教 科指導、生徒指導、学級経営等)」「 その他」中の全部、業績評価の 評定
	〈服務事故関係資料の記入をお 願いします〉における校長氏名		〈服務事故関係資料の記入をお 願いします〉における校長氏名
1 3 28 墨教指第 2 2 4 8 号の2決 定文書	追加資料「運転記録証明書」	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができる ものであるため(条例第6 条第2号)	追加資料「運転記録証明書」
1 4 服務 事故報告 書(第一 報)	「発生場所」中の学校名	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができる もの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)又は特定の個人を識 別することはできないが、公 にすることにより、なお個人 の権利利益を害するおそれ があるものであるため(条例 第6条第2号)	「発生場所」中の学校名
	「対象者所属校・職名・氏名・ 年齢・性別」中の学校名・氏名		「対象者所属校・職名・氏名・年 齢・性別」中の学校名・氏名
	「関係者(児童・生徒)学年・ 組・氏名・年齢・性別」中の学 校名・氏名・年齢		「関係者(児童・生徒)学年・組・ 氏名・年齢・性別」中の学校名
	「内容の概要」中の教諭氏名・ 関係者氏名		「内容の概要」中の教諭氏名
1 5 28 墨教指第 2 2 5 0 号決定文 書	起案用紙中の校種・学校名・服 務事故者氏名	個人に関する情報で特定の 個人を識別することができる もの(他の情報と照合する ことにより特定の個人を識 別することができるものを 含む。)であるため(条例第 6条第2号)	起案用紙中の校種(中学校)・学 校名・服務事故者氏名
	報告文における「3 発生場所」 中の学校名		報告文における「3 発生場所」 中の学校名
	報告文における「4 当事者・ 関係者の氏名等」中「体罰を加 えた者」の学校名・校長氏名・ 教諭氏名・生年月日、「体罰を受 けた者」の氏名・生年月日・年 齢、「目撃した生徒・教員」の学 校名・氏名、「保護者」の氏名・ 住所		報告文における「4 当事者・関 係者の氏名等」中「体罰を加えた 者」の学校名・校長氏名・教諭氏 名、「体罰を受けた者」の年齢、「目 撃した生徒・教員」の学校名
	報告文における「5 発生の状 況(1)当事者・関係者からの 事情聴取内容」中の氏名・学校 名		報告文における「5 発生の状況 (1)当事者・関係者からの事情 聴取内容」中の氏名・学校名

対象文書	諮問庁が非公開とした部分 (本件通知書の記載内容)	非公開とした理由及び根拠	審査請求人が公開を求める部分 (本件審査請求書の記載内容)
(続き) 15 28 墨教指第 2250 号決定文 書	報告文における「5 発生の状況(1) 当事者・関係者からの事情聴取内容」中の具体的聴取内容	公にすることにより、今後、同種の事故が発生した場合に、事故関係者からの適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため(条例第6条第6号)	報告文における「5 発生の状況(1) 当事者・関係者からの事情聴取内容」中の具体的聴取内容(全て非公開となっている。「体罰を受けた者・目撃者・保護者等」の個人情報を除いた部分の公開を求める。)
	報告文における「5 発生の状況(2) 確認した事故発生の経緯及び事実」中の学校名・教諭氏名・生徒氏名・校長氏名・副校長氏名	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第2号)	報告文における「5 発生の状況(2) 確認した事故発生の経緯及び事実」中の学校名・教諭氏名・校長氏名・副校長氏名
	報告文における「6 墨田区教育委員会及び学校の対応措置」中の学校名・生徒氏名・校長氏名・副校長氏名・教諭氏名・具体的発言		報告文における「6 墨田区教育委員会及び学校の対応措置」中の学校名・校長氏名・副校長氏名・教諭氏名・具体的発言
	報告文における「7 墨田区教育委員会の見解」中の学校名・教諭氏名		報告文における「7 墨田区教育委員会の見解」中の学校名・教諭氏名
	添付資料「見取図」中の学校名・氏名		「図」中の学校名・氏名(生徒を除く)
	報告文(送付文書)における「3 発生場所」中の学校名		報告文(送付文書)における「3 発生場所」中の学校名
	報告文(送付文書)における「4 当事者・関係者の氏名等」中「体罰を加えた者」の学校名・校長氏名・教諭氏名・生年月日、「体罰を受けた者」の氏名・生年月日・年齢、「目撃した生徒・教員」の学校名・氏名、「保護者」の氏名・住所		報告文(送付文書)における「4 当事者・関係者の氏名等」中「体罰を加えた者」の学校名・校長氏名・教諭氏名、「体罰を受けた者」の年齢、「目撃した生徒・教員」の学校名・氏名
16 28 墨教指第 2250 号の1決 定文書	起案用紙中の学校名・教諭氏名		個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)であるため(条例第6条第2号)
	内申中の学校名・教諭氏名	内申中の学校名・教諭氏名	
	内申(送付文書)中の学校名・教諭氏名	内申(送付文書)中の学校名・教諭氏名	

議案第40号

教育委員会の点検・評価結果報告書（令和元年度対象）について

上記の議案を提出する。

令和2年9月17日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙のとおり、議会に提出するとともに、公表する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、議会に提出するとともに、公表する必要があるため。

教育委員会の点検・評価結果報告書（令和元年度対象）について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、令和元年度に教育委員会が行った活動や、「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」に掲げた施策・事業の取組状況、成果及び課題について、内部点検・評価を行い、これに対して学識経験者で構成する第三者評価委員会による評価を終え、報告書を作成した。

- 1 報告書名称
教育委員会の点検・評価結果報告書（令和元年度対象）

- 2 第三者評価委員会開催日時
第1回 令和2年7月6日（月）午後1時
第2回 令和2年7月14日（火）午後2時

- 3 第三評価委員メンバー
委員長 尾木 和英 氏（東京女子体育大学名誉教授）
委員 佐藤 晴雄 氏（日本大学教授）
委員 堀内 一男 氏（元跡見学園女子大学教授）

- 4 区民への周知等について
議会に提出するとともに、区ホームページで公表する。

はじめに

今日、経済・社会構造の変化や少子・高齢化、国際化、情報化の進展など教育を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、教育委員会には、責任体制の明確化や充実を図り、教育行政の担い手としてその役割を果たすことが求められています。

こうした中、平成19年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会は、毎年、事務の管理・執行状況について、学識経験者の知見も活用しながら点検・評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。

墨田区教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、区民の皆様への説明責任を果たすため、平成20年度からこの点検・評価を行っています。

実施方法については、「判定型」の評価ではなく、学識経験者で構成する「第三者評価委員会」を設置して、内部評価に基づき、評価委員から助言、提言をいただく「提案型」の評価を行っています。また、本評価委員会には、教育関係のオブザーバーとして、校長会及びPTAの代表の方にも加わっていただき、より現場感覚を重視した議論を行っていただきました。更には、重点審議対象事業を選定し、集中審議を行うことで、多岐にわたる貴重な御意見を頂戴することができました。

評価委員及び出席者に対し、熱心に御議論いただきましたことに深く感謝申し上げるとともに、いただいた御意見、御提言を踏まえ、今後の教育施策の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、区民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和2年9月 墨田区教育委員会

目 次

1 教育委員会の活動状況	1
(1) 教育委員会のしくみ	2
(2) 定例会等の開催状況	2
(3) 定例会等での審議状況	3
(4) その他の活動状況	4
(5) 総合教育会議の開催状況	4
2 点検・評価の制度及び実施方法	5
(1) 教育委員会が行う点検・評価の制度	6
(2) 点検・評価の対象及び実施方法	6
3 点検・評価の結果	9
(1) すみだ教育指針（体系図）	10
(2) すみだ教育指針における点検・評価事業	11
(3) 指針体系に基づく内部評価（令和元年度事業）	14
目標 1 生きる力の基礎となる確かな学力の定着を目指します	
目標 2 一人ひとりの子どもに応じた指導により、豊かな人間性と健やかな体を育てます	
目標 3 学校（園）・家庭・地域が連携・協働して、子どもたちを育てます	
目標 4 より良い教育活動を推進していくための環境づくりに取り組みます	
目標 5 文化活動やスポーツ活動に積極的に参加できる環境を整えます	
(4) 重点審議対象事業の点検・評価	48
◎ 区立学校における働き方改革の推進事業	
(5) 第三者評価委員の意見	51

1 教育委員会の活動状況

〔本章の概要〕

教育委員会のしくみ、教育委員会会議の開催状況、審議状況などの令和元年度の教育委員会の活動状況についてまとめています。

(1) 教育委員会のしくみ

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、区長の行政権限から独立して、教育行政を執行する合議制の執行機関として設置されている。教育委員会では、教育行政にかかわる基本的な方針の決定や、法令に定める重要な案件を処理している。

同法は、平成27年4月1日に大幅に改正され、委員長職を廃し、教育長が教育委員会を代表することとなった。また、区長は教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めること、総合教育会議を設置すること等が規定された。

教育長は、区長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、区長が区議会の同意を得て任命している。常勤職員で任期は3年であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。また、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局の事務を統括するとともに所属の職員を指揮監督している。

教育委員会の委員は、区長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、区長が区議会の同意を得て任命している。本区の教育委員は4人で非常勤職員、任期は4年である。

教育委員会の構成

(令和2年4月1日現在)

職名	氏名	住所	任期
教育長	加藤 裕之	足立区扇 1-55-32	自平成 30.10.1 至令和 3.9.30
教育長職務代理者	阿部 博道	墨田区緑 1-11-8	自平成 28.10.1 至令和 2.9.30
委員	坂根 慶子	墨田区業平 1-6-3-1414	自平成 29.10.1 至令和 3.9.30
委員	浅松 三平	墨田区東向島 1-17-4	自令和 元.10.1 至令和 5.9.30
委員	白石 祐一	墨田区石原 1-31-3	自平成 30.10.1 至令和 4.9.30

(2) 定例会等の開催状況

教育委員会は、毎月2回の「定例会」と、必要に応じて「臨時会」を開催しており、教育委員会の権限に属する事務等の審議及び各委員又は事務局からの報告を行っている。また、年度ごとに教育課題として重点事業を指定し、毎月、執行状況の確認及び進行管理を行っている。

教育委員会の会議は、墨田区情報公開条例に規定する非公開情報等を審議する場合を除き原則「公開」している。また、定例会については、会議録を作成して区公式ホームページに掲載している。

なお、定例会の終了後には教育委員会「連絡協議会」を開催し、委員が出席する行事の調整や意見交換等、教育関連の諸課題についての情報共有を行っている。

令和元年度教育委員会開催回数 24回（定例会 23回、臨時会 1回）

(3) 定例会等での審議状況

令和元年度の教育委員会の開催状況及び教育委員会「定例会」及び「臨時会」で審議された主な議案等は次のとおりである。

審議された主な議案等 全 130 件〔全 109 件〕 ※〔〕内は、前年度件数
ア 議決事項 49 件〔41 件〕

議決事項	件数	主な内容
基本的な方針の決定に関する こと	8 件 〔10 件〕	令和元年度教育課題の選定、令和 2 年度使用 墨田区立小学校教科用図書採択等
教育委員会規則等の制定・改 正に関すること	22 件 〔9 件〕	会計年度任用講師の任用等に関する規則の制 定について等
人事に関すること	2 件 〔6 件〕	墨田区立小中学校の主任の発令、墨田区いじ め問題専門委員の委嘱について等
区議会の審議状況・意見聴取 に関すること	6 件 〔5 件〕	区議会に提案する教育委員会関係議案の意見 聴取（条例改正、予算）等
表彰に関すること	3 件 〔5 件〕	青少年健全育成作文コンクール優秀賞・佳作 受賞者への表彰状の贈呈等
文化財に関すること	4 件〔5 件〕	墨田区登録有形文化財の登録等
行政財産の管理に関すること	2 件 〔0 件〕	行政財産（曳舟小学校用地の一部）の用途廃 止等
学級編制・組織に関すること	1 件〔1 件〕	令和 2 年度墨田区立小・中学校募集人数
その他	1 件 〔0 件〕	区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執 行について」の一部改正に伴う協議について

イ 報告事項 81 件〔68 件〕

報告事項	件数	主な内容
施設管理に関すること	7 件 〔4 件〕	新型コロナウイルス感染症対策のための施設 等の臨時休業等
教育課題の進捗管理に関する こと	13 件 〔12 件〕	学校における働き方改革の推進、新学習指導 要領への対応、学力向上新 3 か年計画（2 次） の策定、幼保小中一貫教育推進計画の実施
児童生徒の事故・通学路の点 検等に関すること	2 件 〔2 件〕	児童・生徒に関する事故の状況
インフルエンザ等の発生状況 に関すること	1 件 〔1 件〕	インフルエンザ等の発生状況
各種実施事業の案内等に関す ること	2 件 〔1 件〕	墨田区学力向上新 3 か年計画（第 2 次）の策 定方針等
調査結果報告等に関すること	7 件 〔7 件〕	「墨田区学習状況調査」の結果、墨田区立学 校「体力テスト」結果等
その他報告事項	49 件 〔41 件〕	第 9 回「墨田区図書館を使った調べる学習コ ンクール」の結果等

(4) その他の活動状況

教育長及び教育委員は、定例会等の会議のほか、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、学校やPTA、地域の方々の声を聴き、区の教育課題の解決のために活動するとともに、その成果や制度改正などについて区民に広報する活動も行っている。

教育長及び教育委員4名による令和元年4月から令和2年3月までの1年間の活動状況は、下表のとおり、区立小中学校及び幼稚園の運動会、音楽会等、周年行事、学校公開や研究発表会などの学校行事への参加、PTAや育成委員会などの各種関係団体等との意見交換会への出席、教育施設の訪問など多岐にわたり、延べ395件となっている。

教育委員による学校行事等への参加は次のとおりである。 ※〔〕内は、前年度件数
 ア 学校行事等への参加 232件〔218件〕 ※件数は、延回数

活動項目	件数	主な内容
周年行事	18件 〔12件〕	記念式典・祝賀会（第一寺島小学校140周年、押上小学校20周年、文花中学校・文花中学校夜間20周年等）
学校行事	114件 〔103件〕	区立幼小中運動会、区立小中音楽会、区立小中学校特別支援学級合同送別会、区立小学校防災訓練等
学校公開	84件 〔79件〕	区立幼小中公開授業、プログラミング教育推進校実践報告会等
研究発表会	16件 〔24件〕	区立幼小中研究発表会、特色ある学校づくり推進校実践発表会等

イ 各団体との意見交換会等 163件〔163件〕 ※件数は、延回数

活動項目	件数	主な内容
意見交換会	47件 〔48件〕	青少年育成委員会総会、小学校PTA協議会定期総会、中学校PTA連合会定期総会等
各種団体式典等	65件 〔79件〕	区政功労者表彰式、すみだ教室開校式、区民体育祭総合開会式、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会、成人を祝うつどい等
研修会・施設訪問等	51件 〔36件〕	教育施策連絡協議会、総合運動場視察、小学校PTA協議会研修大会、中学校PTA連合会研修大会、市町村教育委員研究協議会等

(5) 総合教育会議の開催状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成27年4月1日施行）により、区長に総合教育会議の設置が義務付けられた。この会議は、区長と教育委員会が、教育大綱や教育施策の諸課題を協議するものである。

令和元年度は、会議を2回行った。

2 点検・評価の制度及び実施方法

〔本章の概要〕

教育委員会が行う点検・評価の制度、対象及び実施方法についてまとめています。

(1) 教育委員会が行う点検・評価の制度

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）第26条第1項に、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定されている。

この報告書は、同法の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、区民への説明責任を果たしていくため、墨田区教育委員会が行った施策・事業の取組の状況をまとめたものである。

[参考]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検・評価の対象及び実施方法

ア 点検・評価の対象事業

点検・評価の対象は、地教行法第26条でいう教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況である。具体的には、前年度（令和元年度）分の「すみだ教育指針」に基づいた教育施策体系の各事業実績を対象とした。

イ 点検・評価の実施方法 ※（点検・評価の流れは、P8のとおり）

(ア) マネジメント・サイクルを意識した取組とするため、昨年度の第三者評価委員会における評価委員の意見（平成30年度事業実績に対する意見）を踏まえた、令和元年度事業の実施状況、成果等、内部評価を実施した。

(イ) 審議の重点化を目指し、外部評価における「重点審議対象事業」を選定し、内部評価を実施した。

(ウ) 内部評価した上記(ア)の令和元年度実施事業及び(イ)の重点審議対象事業に加え、教育委員会の活動状況について、外部評価を実施した。

ウ 学識経験を有する者の知見の活用

外部評価の実施に当たり、教育に関し学識経験を有する者で構成する「第三者評価委員会」を設け、内部評価の内容について審議した。

第三者評価委員会においては、学校現場の実態把握及び地域住民参画の観点から、校長会、PTAの代表者をオブザーバー（関係者）として招き、議論の活性化を図った。

■第三者評価委員会名簿

(敬称略)

氏名	所属等
尾木 和英 (委員長)	東京女子体育大学名誉教授
佐藤 晴雄	日本大学文理学部教授
堀内 一男	元跡見学園女子大学教授

■第三者評価委員会の開催・審議状況

回数	開催日	議 事
第1回	令和2年7月6日	① 教育委員会の活動状況 ② 重点審議対象事業の点検・評価 区立学校における働き方改革の推進事業 ③ 事業評価 すみだ教育指針「目標1」
第2回	令和2年7月14日	① 事業評価 すみだ教育指針「目標2～5」

■会議風景



会場：リバーサイドホール（イベントホール）

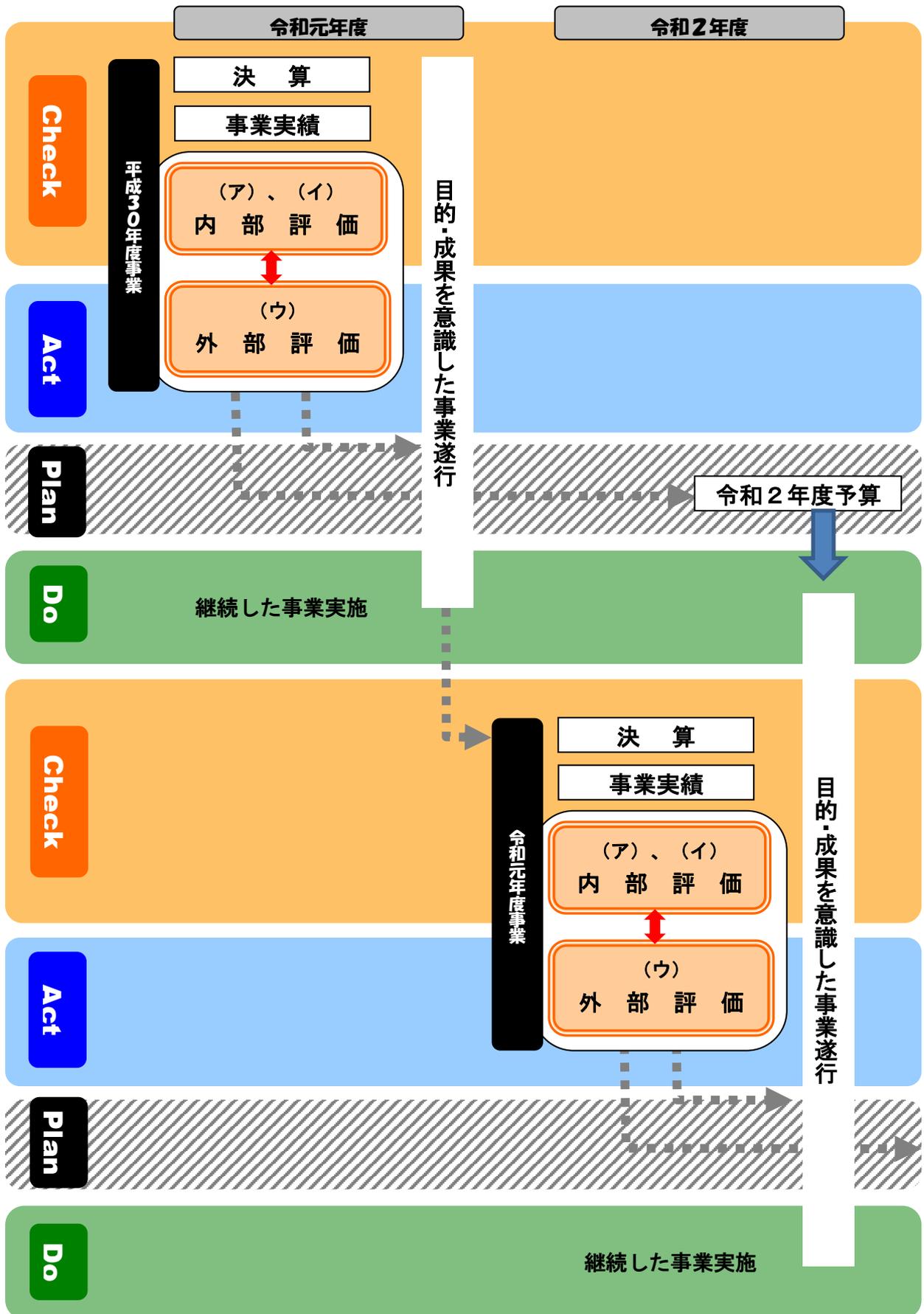


会場：区議会第1委員会室

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、出席者及び傍聴者の席間が確保できる、広い会場にて開催した。

点検・評価の流れ（マネジメント・サイクル）

P6（2）イ 点検・評価の実施方法

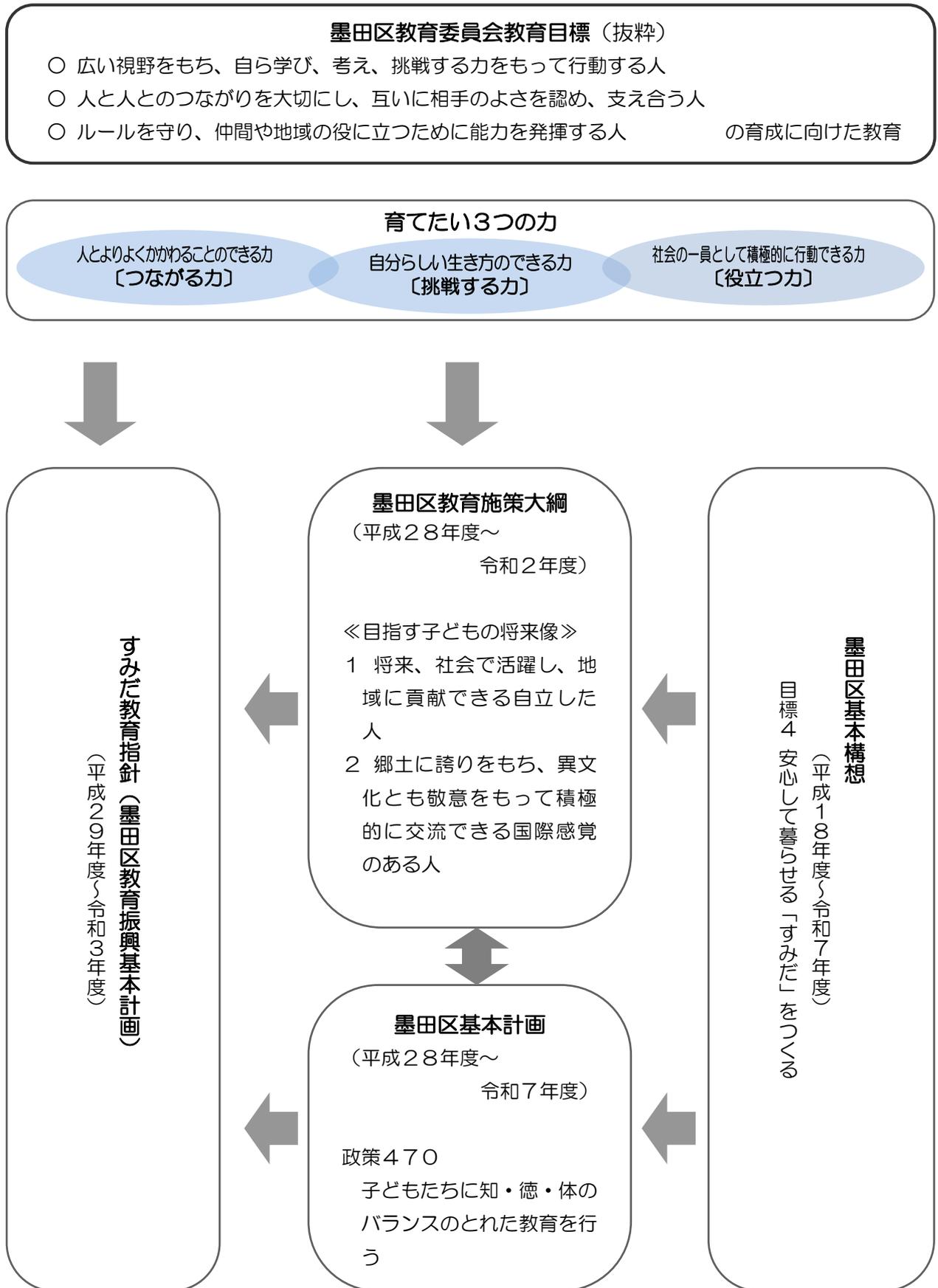


3 点検・評価の結果

【本章の概要】

点検・評価対象としている「すみだ教育指針」の位置づけ、令和元年度事業に対する内部評価、重点審議対象事業の内部評価、第三者評価委員の意見等についてまとめています。

(1) すみだ教育指針（体系図）



(2) すみだ教育指針における点検・評価事業

点検・評価事業		所管課	掲載頁
目標1 生きる力の基礎となる確かな学力の定着を目指します			
取組の方向1	確かな学力の定着と向上		
主要施策1	基礎・基本の定着		
1	(事業1) 学力向上「新すみだプラン」推進事業	すみだ教育研究所	14
2	(事業2) 授業改善プラン推進事業	すみだ教育研究所	14
主要施策2	学習意欲の向上		
3	(事業1) 「学習意欲の向上」に関する共同研究	すみだ教育研究所	16
主要施策3	発展的学習の展開		
4	(事業1) 習熟度別指導	指導室	16
主要施策4	教員の資質・能力の向上		
5	(事業1) 教職員研修事業	指導室	16
6	(事業2) 特色ある学校づくり等研究推進補助事業	指導室	18
7	(事業3) 総合教育センターの整備	すみだ教育研究所	18
主要施策5	ICTを活用した教育活動の推進		
8	(事業1) ICTを活用した教育	庶務課・指導室 すみだ教育研究所	18
主要施策6	幼保小中一貫教育の推進		
9	(事業1) 幼保小中一貫教育推進事業(連携型)	すみだ教育研究所	18
10	(事業2) 幼児教育の充実	学務課・指導室	18
取組の方向2	グローバル化を見すえた国際理解教育の推進		
主要施策1	英語力向上を図る取組の推進		
11	(事業1) 小学校英語の教科化への対応	指導室	20
12	(事業2) NT(ネイティブティーチャー)による効果的な授業の展開	指導室	20
主要施策2	国際理解教育の推進		
13	(事業1) 中学生海外派遣	指導室	20
目標2 一人ひとりの子どもに応じた指導により、豊かな人間性と健やかな体を育てます			
取組の方向1	豊かな人間性と体力向上への取組の推進		
主要施策1	人権教育及び道徳教育の推進		
14	(事業1) 人権教育の推進	指導室	22
15	(事業2) 道徳の教科化への対応	指導室	22
主要施策2	いじめ・不登校への対策強化		
16	(事業1) いじめの問題への対応	指導室	22
17	(事業2) 不登校問題への対応	指導室	24
18	(事業3) SNS等の適切な使い方の啓発	指導室	24
主要施策3	体力向上への取組の推進		
19	(事業1) 体力向上推進事業	指導室	24
主要施策4	食育の推進		
20	(事業1) 食育推進事業	学務課	26

点検・評価事業		所管課	掲載頁
取組の方向 2	個別の課題に応じた適切な指導の推進		
主要施策 1	特別支援教育の充実		
21	(事業 1) 特別支援教育推進事業	学務課・指導室	28
22	(事業 2) 特別支援教室の整備	学務課	28
主要施策 2	帰国・外国人児童・生徒への対応		
23	(事業 1) 帰国・外国人児童・生徒への対応	指導室	28
主要施策 3	教育に関する相談・支援		
24	(事業 1) 教育相談推進事業	すみだ教育研究所	28
25	(事業 2) スクールサポートセンター	指導室	30
主要施策 4	総合教育センターの整備		
26	(事業 1) 総合教育センターの整備 (再掲)	すみだ教育研究所	30
目標 3 学校(園)・家庭・地域が連携・協働して、子どもたちを育てます			
取組の方向 1	地域と連携・協働した取組の推進		
主要施策 1	地域の人材を活用した教育の推進		
27	(事業 1) すみだスクールサポートティーチャー活用事業 (学力向上支援サポーター、一貫教育推進員、学生ボランティア)	すみだ教育研究所	32
28	(事業 2) 学校支援ネットワーク事業	地域教育支援課	32
29	(事業 3) 放課後子ども教室	地域教育支援課	32
30	(事業 4) リーダー育成事業	地域教育支援課	32
主要施策 2	安全(防災)教育の推進		
31	(事業 1) 防災教育の推進	庶務課・指導室	32
取組の方向 2	他機関との連携による学習指導・学習支援の推進		
主要施策 1	民間等と連携した教育活動の充実		
32	(事業 1) すみだチャレンジ教室	すみだ教育研究所	34
主要施策 2	図書館と連携した教育活動の充実		
33	(事業 1) 学校図書館の充実	指導室・ひきふね図書館	34
34	(事業 2) 学校と図書館の連携強化	指導室・ひきふね図書館	36
取組の方向 3	家庭の教育力向上への取組の推進		
主要施策 1	家庭を支援するための取組の推進		
35	(事業 1) 家庭と地域の教育力充実事業	地域教育支援課	38
主要施策 2	学校と家庭が連携した教育活動の充実		
36	(事業 1) 小学校すたーとブック・中学校入学準備冊子の発行	すみだ教育研究所	38
37	(事業 2) PTA活動支援事業	地域教育支援課	38
目標 4 より良い教育活動を推進していくための環境づくりに取り組みます			
取組の方向 1	学校経営の強化		
主要施策 1	校務改善の推進		
38	(事業 1) 校務改善	庶務課	40
主要施策 2	「地域とともにある学校」の運営		
39	(事業 1) 学校運営連絡協議会運営事業	指導室	40
主要施策 3	学校経営の充実		
40	(事業 1) 学校(園)における第三者評価の実施	指導室	40

点検・評価事業		所管課	掲載頁
取組の方向 2	学校施設等環境の充実		
主要施策 1	安全・安心な学校施設の整備		
41	(事業 1) 学校施設維持管理事業	庶務課	42
主要施策 2	環境に配慮した学校施設の整備		
42	(事業 1) 学校施設への環境配慮型設備等の導入	庶務課	42
主要施策 3	学校 I C T 化における学習環境の充実		
43	(事業 1) 学校 I C T 化推進事業	庶務課	42
目標 5 文化活動やスポーツ活動に積極的に参加できる環境を整えます			
取組の方向 1	オリンピック・パラリンピック教育の推進		
主要施策 1	オリンピック・パラリンピックに関連する教育の計画的な展開		
44	(事業 1) オリンピック・パラリンピックに向けた取組	指導室	44
取組の方向 2	郷土の歴史・文化の理解及び普及・啓発活動の充実		
主要施策 1	郷土文化に関する教育の充実		
45	(事業 1) すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館等を活用した教育	指導室・地域教育支援課	44
46	(事業 2) 図書館による郷土の歴史・文化についての情報発信	ひきふね図書館	46
主要施策 2	文化財の調査・保存		
47	(事業 1) 文化財の調査・普及	地域教育支援課	46

(3) 指針体系に基づく内部評価（令和元年度事業）

目標1 生きる力の基礎となる確かな学力の定着を目指します

取組の方向1 確かな学力の定着と向上

令和元年度の事業の実施状況		成果
1	<p>学力向上「新すみだプラン」推進事業</p> <p>(1) ■区学習状況調査の実施 ①実施日：4月23日（火） ②対象者：区立全小・中学校 ③小学校2年生～中学校3年生 ④教科：国、算（小2・3） 国、社、算（数）、理（小4～中1） 国、社、数、理、英（中2・3） ■理科・社会における「ふりかえりシート」の効果的な活用について、授業と家庭学習を関連させた活用の仕方を各学校に周知。 ■学校訪問を行い、授業での活用状況や家庭学習での取り組みについて、聞き取りや指導の実施。 ■指導室のサポート訪問などで取組の進捗状況を確認し、指導主事の指導・助言の実施。 ■学力向上を目指した一定水準の授業の実施及び効果的な指導の実施。</p>	<p>■小・中学校ともに全国平均以上の観点の数が増加し、学力は上昇傾向にある。 ■社会では、中学校で全国平均以下の観点が減少した。 ■理科では、小学校で全国平均以下の観点がなくなり、中学校でも減少した。 ■学力向上新3か年計画の短期目標2及び3については、多くの観点及び教科が達成している。 ①全国平均正答率以上の観点数（※） 小学校(69観点のうち) 39→49→60 中学校(59観点のうち) 13→25→23 ②学力向上新3か年計画の短期目標の達成状況（※） ア)D・E層(学力低位層)の割合(教科) 小学校(16教科のうち) 8→7→7 中学校(14教科のうち) 5→2→3 イ)「読む能力」「書く能力」「言語についての知識・理解・技能」が全国平均正答率以上の観点 小学校(15観点のうち) 12→11→14 中学校(9観点のうち) 5→4→7 ウ)「思考力・判断力・表現力」が全国平均正答率以上の観点 小学校(16観点のうち) 10→13→15 中学校(14観点のうち) 3→9→6 ※いずれも、29年度(1年目)→30年度(2年目)→元年度(3年目)</p>
<p><前年度評価委員意見> ・理科と社会の学力向上が課題である。また、基本的な知識・技能をしっかり身につけた上で、子どもたちに考えさせる授業をしていくことが大切である。学習の狙いは同じレベルにしなくてはいけないという学校の立場があるが、本当にわからない子どもたちに理解させるために、もう少しやさしい教え方をしてもよいのではないか。少人数指導のあり方について、墨田区独自のイメージを作ってもよいと思う。 ・他区の例だが、理科の成績が非常に悪いので、少人数指導を行っている。実験を行う場合に、実験の狙いは何か、どういう手順で行うのか、その実験でどういことがわかるのかを授業時間の最初に15分は説明する取組をしている学校もある。そのような取組も検討したほうが良いかもしれない。 ・年々子どもたちの学力が向上しているという話を伺って、うれしく思う。ICTの取組や、研修・授業改善プランに対する教育委員会の細かく具体的な取組が積み重ねられ、その成果を分析され、成果が着実にあらわれてきていると感じる。</p>		
<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値> ■墨田区学習状況調査で各教科の調査結果が「DまたはE」(学力低位層)の小学校6年生及び中学校3年生の割合 (小6)国語29.3%、社会31.5%、算数32.7%、理科35.5% (中3)国語32.2%、社会48.4%、数学38.9%、理科49.1%、英語36.7% ■目標値(平成30年度) (小6)国語30%、社会35%、算数30%、理科35% (中3)国語30%、社会45%、数学35%、理科45%、英語35%</p>		
2	<p>授業改善プラン推進事業</p> <p>(1) ■全小・中学校で、墨田区学習状況調査を活用したPDCAサイクルを実施 ①学力向上を図るための全体計画(学校)及び学力向上プラン(各教員)の作成(8月) ②計画に基づいた取組の実施(9月～) ③区学力調査結果による取組の効果検証(4月に調査を実施し、6月中旬に結果返却) ④前年度の計画の見直し(7～8月) ■指導主事の学校訪問時または指導室のサポート訪問で授業視察の実施 ■学校訪問時の教員や管理職、または全体会などで指導する場面を設定 ■興味・関心をもたせる授業の工夫、主体的に考える指導の工夫、資料の読み取り方や体験活動の大切さなど各校の課題に応じた継続的な指導・支援</p>	<p>■学力向上プランに、数値目標(D・E層の人数と減少人数)を設定し、教員の学力向上意識を高め、授業力向上につなげた。 ■年2回「学習ふりかえり期間」を設定し、全小・中学校が学校ICTにデータベース化した「ふりかえりシート」等を活用するなど、組織的に取り組んだことにより、基礎・基本の定着が図られた。 ■「ふりかえりシート」の活用については、学習の流れを周知し、授業と家庭学習との関連を図りながら進めた。指導室と連携して学校訪問を行い、支援・指導を図ることができた。 ■児童・生徒の学力が向上していることを根拠として、教員の努力を価値付けることができ、学習することの大切さについて各学校の教室に掲示して、児童・生徒に具体的に伝えることができた。</p>
<p><前年度評価委員意見> ・学校間の学力差、体力差等の実態を詳細に分析し、自校にふさわしい指導のあり方を、各学校全教員参加の下で検討してほしい。得点の高い・低いを自覚することも大切ではあるが、なにより、生徒の興味関心、楽しい学び方を工夫することである。一方的に説明を繰り返し、言葉の上で理解させることだけでなく、考える資料を作って読み取らせたり、作業や観察を通して「なるほど、そうなのか」とわからせることでなければならない。教育委員会には指導主事を派遣し、細やかな指導・支援を継続する努力をしてほしい。</p>		

課題	令和2年度以降の取組
<p>■D・E層の割合に減少がみられていない学年や教科がある。</p> <p>■小学校、中学校ともに基礎基本の定着は図られてきているので、中位層以上への手立てが必要である。</p> <p>■小・中学校ともに、家庭学習の時間が全国平均と比較すると少ない。</p>	<p style="text-align: right;">すみだ教育研究所</p> <p>■学習支援サイトを開設し、平均正答率の低い学習内容について国語、社会、理科、算数の学習支援動画作成・配信する。特に、理科に関しては、観察・実験などのポイント動画を作成し、動画を取り入れた授業展開を示すなど、活用の仕方を指導室と連携を取りながら指導していく。</p> <p>■理科の観察・実験の学習では、児童・生徒に最初に観察・実験の目的を明確にもたせ、結果の見通し、考えをもたせるなど、主体的に問題解決できるよう、授業観察等を通して指導する。</p> <p>■理科・社会における「ふりかえりシート」の効果的な活用について、授業と家庭学習を関連させた活用の仕方を各学校に周知していく。また、指導室のサポート訪問などで取組の進捗状況を確認し、指導・助言を行っていく。</p> <p>■各学校が、児童・生徒に対して、宿題の目的、家庭学習の仕方を具体的に伝えるよう、指導・助言を行う。</p> <p>■教育研究所ニュースを毎月発行し、教員の授業支援を行う。</p>
<p>■各学校における学力向上の取組が進むよう、教材コンテンツの一層の充実を図る必要がある。</p> <p>■国の学力調査(B問題)や都の学力調査(読み解く力に関する問題)などの応用問題への対応策を講じる必要がある。</p> <p>■家庭学習の習慣の確立や発展的学習の充実を図る必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">すみだ教育研究所</p> <p>■学力調査の結果をもとに、各校に学力向上全体計画を作成させ、学力向上ヒアリングで組織的、計画的に取り組むよう指導していく。ヒアリングでは平均正答率や目標値を基準に取り組み指標を示し、学校間の学力差の改善に努める。</p> <p>■児童・生徒の興味関心をもたせるため、学習動画や学習支援ソフトなどの学校ICTを活用する。タブレット端末を活用して個々の児童・生徒に応じて学習に取り組めるようにする。</p> <p>■指導主事の学校訪問時または指導室のサポート訪問で授業視察を行い、教員や管理職、または全体会などで指導する場面を設ける。興味・関心をもたせる授業の工夫、主体的に考える指導の工夫、資料の読み取り方や体験活動の大切さなど各校の課題に応じて指導・支援を継続的に行っていく。</p>

令和元年度の事業の実施状況		成果
3	「学習意欲の向上」に関する共同研究	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■平成30年度に作成した学習意欲測定結果の分析方法をまとめた解説書を適正に活用するため、教員に向けた説明会の開催及び解説書の全小中学校配布 ■各校の学力調査の結果及び課題について、指導室と定期的な情報共有と連携 ■区主催研修や教員向けの説明会などで解説書の説明や「学習意欲の向上」の実践的な研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■学習意欲向上に関する取組みを実施し、データ分析を行った結果、本取組み実施後、8クラス中7クラスにおいて「自己評価・受容」等の要素に数値の向上を確認することができた。 ■区主催研修や教員向け説明会などで、全校配布した解説書を活用し、学習意欲向上の取組を全校に周知することができた。
<p><前年度評価委員意見></p> <p>・学力向上と教職員研修事業とは密接にかかわりあっている。各学校の課題を細かく把握し、実態に基づいて組織として事業の充実を図ることが望まれる。</p>		
<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値></p> <p>■墨田区学習意識調査で「いつも、こつこつ学習している」と回答した小学校6年生及び中学校3年生の割合 (小6)66.7%(中3)56.0%</p> <p>■目標値(令和2年度) (小6)65% (中3)54%</p>		
4	習熟度別指導	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■小学校では、学級担任に加え、算数少人数の教員による算数の習熟度別指導を実施 ■中学校では、教科担任に加えた教員による英語の習熟度別指導や少人数指導、数学の習熟度別指導を実施 <p>※児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じた指導、下位層については、個別指導の視点も含めて効果的な指導を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■東京都が策定した「習熟度別指導ガイドライン」等に基づき、実施した。 ■習熟に応じた授業を展開することで、児童・生徒の学習状況に応じた指導が可能になり、つまづきに個別に対応した。 ■学力上位層については、発展的な学習を行うことが可能となり、双方とも意欲の向上がみられた。 ■教員同士が、本時のねらいや進捗状況等を確認する機会を設け、それについてクラス間で差がつかないように配慮した。
5	教職員研修事業	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■職層、年次、分掌、課題等に応じた研修会を実施 181回(4月から3月まで 庶務課主催の研修会を含む) ■学習指導要領の改訂やカリキュラムマネジメントの必要性について、職層に応じて研修を実施 ■初任者研修の実施 ■研究授業や学校訪問での指導の際には、経験年数に応じた指導を実施 ■サポート訪問等、授業参観後には指導主事が教員に対して授業の良かった点や今後期待する内容等についての指導助言 ■機会を捉えたメッセージの発信 	<ul style="list-style-type: none"> ■初任者研修では、区内巡りを4月2日に実施し、墨田区への理解を深めた。 ■教務主任会において、「カリキュラムマネジメント」をテーマに外部講師による講義・演習を実施するなど、職層に応じて研修会等で取り扱った。 ■研修会の満足度は9割以上。(研修後のアンケート調査による) ■学力向上を図るメッセージを発信した。
<p><前年度評価委員意見></p> <p>・学習指導要領の改訂に伴い、これからはカリキュラムマネジメントの重要性を認識する。</p> <p>・教育委員会が教員へ「この点に重点を置いて頑張してほしい」というメッセージを伝える機会を設定してほしい。</p>		

課題	令和2年度以降の取組
<p>■学習意欲向上のための取組を、全校に展開していくために、実施校における分析結果等の実態を、未実施校に示す必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">すみだ教育研究所</p> <p>■各校の学力調査の結果及び課題について、指導室と情報共有を密にし連携していく。職層研修や課題別研修、連絡会などで、解説書の説明や「学習意欲の向上」の実践的な研修を取り入れ、学習意欲向上の取組を全校に周知し、指導・改善を図っていく。</p>
<p>■教員による打ち合わせ時間を確保していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■東京都が策定した「習熟度別指導ガイドライン」等に基づいた、指導を徹底していく。 ■各層の児童生徒の学習状況に応じたきめ細かい指導、特に個別指導を重点的に実施していく。 ■サポート訪問や校内研修等の機会に、習熟度別指導の効果的な進め方について指導・助言していく。</p>
<p>■学校の課題や職層に合わせ、現在の教育課題の解決に向けた研修会を実施していく必要がある。 ■研修会で学んだ内容を学校現場、特に若手教員に還元する仕組の構築が必要である。 ■児童・生徒への指導に直結した内容の研修を企画・実施していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■合同で開催する研修会の設定、研修会の精選、回数の減少等内容を改善していく。 ■令和2年度は、153回の研修実施を予定(庶務課主催の研修会を含む) ■校長会、副校長会等を活用して、研修会で学んだ内容を校内で共有するよう周知徹底する。 ■サポート訪問等を活用して、新しい学習指導要領の内容に基づいた授業力の向上に向けた指導助言をしていく。 ■引き続き、機会を捉えてメッセージを発信していく。</p>

令和元年度の事業の実施状況		成果
6	特色ある学校づくり等研究推進補助事業	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特色ある学校づくり推進校 幼稚園1園、小学校9校、中学校2校 1月30日に研究成果発表会及び誌上発表を実施 ■ 研究協力校 ①1年次:幼稚園1園、小学校3校、中学校1校 誌上にて、成果を発表 ②2年次:幼稚園1園、小学校3校、中学校1校 各園・校が研究発表会を実施(12月から1月) ■ 墨田区教育研究奨励事業推進報告書を発行 250部 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特色ある学校づくり推進校及び研究協力校の研究では、新学習指導要領や都や区の施策・課題に対応した研究主題が多く、知見を深めることができた。 ■ 特色ある学校づくり推進校の成果発表会では、幼小中が幅広く研究の成果を確認できるよう、発表会の場を工夫し、校種を超えて、成果を還元できた。 ■ 研究協力校の各校の研究発表会では、授業を参観し具体的に研究成果を学ぶとともに、講師による講義を聴き、各研究の理解を深めることができた。 ■ 都プログラミング教育推進校として、隅田小が実践報告会を実施した。
7	総合教育センターの整備	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「墨田区新保健センター等複合施設整備基本計画」に基づき、(仮称)教育支援センターの整備について基本設計に向けた内部検討の実施 ※ (仮称)教育支援センターの名称は現在検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ■ (仮称)教育支援センターの主な機能要件を整理することができた。 ①教育相談機能 教育相談、適応指導教室(ステップ学級、サポート学級)、就学相談の運営 ②研修・研究機能 研修室、教科書展示、学力向上・ICT活用、特別支援などの研究事業
8	ICTを活用した教育	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指導主事の学校訪問により、ICTの活用状況について授業観察及び指導助言 ■ プログラミング教育推進校として発表会を実施(隅田小) ■ ICT化推進事業タブレット端末活用モデル校として、タブレットを活用した授業を公開し、発表会を実施(三吾小、桜堤中) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 隅田小学校、第三吾嬬小学校及び桜堤中学校での授業を他の学校の教員が参観したり、推進校やモデル校の実践報告を聞くことで、ICTを活用した教育について理解することができた。
<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 授業中にICTを活用して指導できると回答した教員の割合 82.3% ■ 目標値(令和2年度) 90% 		
9	幼保小中一貫教育推進事業(連携型)	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「墨田区幼保小中一貫教育推進計画(平成30年度～令和4年度)」に基づき、全てのブロックで「学習指導」「生活指導」「就学・進学学期を意識した取組」を実施 ■ 幼保小中一貫教育連絡協議会の開催(ブロックごとに2回) ■ 幼保小中一貫教育フォーラムを開催 1月28日(火)実施、参加者:193名 ■ 幼児対象の英語活動体験を全ブロックで実施 参加園:40園、参加園児:718名 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ブロックが共通の取組を展開することができるようになった。 ■ ブロック内の園・学校の子どもたち同士の交流が進むとともに、全ブロックで、校種間の指導内容や指導方法に関する教員等同士の協議が進んできた。 ■ 全ブロックで、幼児対象の英語活動体験を実施することができた。
<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 英語を軸とした取組を実施したブロックの割合 10ブロック(100%) ■ 目標値 (令和3年度)10ブロック(100%) 		
10	幼児教育の充実	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼児教育無償化に伴い、入園料の扱いについても検討を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和元年10月1日に条例及び規則を改正し区立幼稚園の保育料の無償化及び入園料を廃止したことにより、保護者の経済的負担を軽減することができた。
(2)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼稚園教育研修会において、これからの幼稚園教育のあり方や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について、講師を招聘した講義、演習の実施 ■ 各園で、身体活動を取り入れた英語教育の実施 ■ 絵本やカード、CD等の教材を活用した取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研修会の内容について、参加した教員の81%が「今後の指導や職務に役立つ内容であった」に「当てはまる」と回答した。(実施後のアンケートより) ■ 外国人講師等と一緒に指導したことで、指導方法が充実した。
<p><前年度評価委員意見></p> <p>・令和元年10月から実施される「幼児教育無償化」に向けて、区立幼稚園の今後の在り方についての検討を進めてほしい。特に「幼児期に育ってほしい10の項目」については、幼稚園教諭全員の共通理解が必要。「英語教育の充実」については私立幼稚園と競争することなく、「幼児期の心や体験の必要性」の立場から検討を加えてほしい。</p>		

課題	令和2年度以降の取組
<p>■ICTの活用やカリキュラムマネジメント、学力向上、幼保小中一貫教育等について、区の教育課題と関連した研究内容を設定していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■令和2年度から、特色ある学校づくり推進校の指定数を削減、1校(園)あたりの配当予算を増額し、充実した研究を推進していく。 ■定期的な学校訪問による研究の進捗状況の把握及び指導助言を行っていく。</p>
<p>■各機関との連携内容、連携方法についてさらに調整を進める必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">すみだ教育研究所</p> <p>■(仮称)教育支援センター整備、整備後の運営方法及び連携方法等について調整を進めていく。</p>
<p>■ICTを活用した授業の改善及び家庭学習等を充実していく必要がある。 ■プログラミング教育を普及啓発していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">庶務課・指導室・すみだ教育研究所</p> <p>■各学校に対し、タブレット端末を活用した授業についての指導助言をしていく。 ■各学校での家庭学習等の充実に向けた動画等の作成、配信に関する指導助言をしていく。</p>
<p>■各校種間の指導内容や指導方法に関する相互理解をさらに進める必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">すみだ教育研究所</p> <p>■幼稚園、保育園等の幼児の英語への興味につながるような活動を各ブロックで1回程度行う。 ■学習指導に関する各校種間の取組を推進をしていく。</p>
<p>■区立幼稚園の幼児教育を充実していく必要がある。 ■新幼稚園教育要領の内容に基づいた、小学校との連携活動の推進していく必要がある。 ■幼稚園における英語教育の効果的な指導方法を更に充実していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">学務課・指導室</p> <p>■幼児教育無償化後の区民ニーズを的確に把握し、区立幼稚園の今後のあり方を検討していく。 ■幼児教育の充実につながる研修会を実施する。 ■「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の10項目」に関する保育について、サポート訪問や研究奨励に係る保育参観で指導助言していく。</p>

取組の方向2 グローバル化を見据えた国際理解教育の推進

令和元年度の事業の実施状況		成果
11	<p>小学校英語の教科化への対応</p> <p>(1) ■外国語教育研修会の実施 年6回(4・5・6・8・9・11月) ■小学校の英語の研究授業で、中学校の英語教育推進リーダーを講師に、授業参観及び指導助言を依頼 ■研修会で、英語教育における小中接続についての講義を実施 ■各校の外国語教育担当教員が、研修で学んだことを生かした、校内研修での共有化 ■幼保小中一貫教育フォーラムの実施</p>	<p>■小学校教員と中学校教員による双方向での英語に関する情報共有が行えた。 ■職員会議の後、年間6～10回程度のミニ研修、都のbasic研修を受けた教員による還元研修を行ったことで、学校全体で今後の進め方について共通理解を図ることができた。 ■幼保小中一貫教育フォーラム等で連携を図ることができた。</p>
<p><前年度評価委員意見> ・「小学校ではこのように取り組んで成果が上がった」、「中学校ではこうして成果が上がった」など、交流を深め、各校種間の指導内容や指導方法に関して交流し、相互理解を進めることが重要。</p>		
12	<p>NT(ネイティブティーチャー)による効果的な授業の展開</p> <p>(1) ■小学校中学年のNTの年間配置時間数を20時間に設定 ■小学校高学年へのNT配置を37時間実施 ■東京都教育委員会が補助連携して民間が運営するオールイングリッシュの「Tokyo Global Gateway」(体験型英語学習施設)の事前学習において、NTと中学生が課題を解決する場の設定</p>	<p>■小学校中学年の外国語活動開始に向けて、児童が英語を母語とする人の発音等に触れる機会を設定することで、児童がNTと進んでコミュニケーションを図ることができた。</p>
<p><前年度評価委員意見> ・ネイティブティーチャーの派遣は、非常に充実していると思う。</p>		
<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値> ■英語教育に関する意識調査で「児童・生徒は、NTの授業を楽しみにしている」と回答した教員の割合 (小)81.9% (中)91.6% ■目標値 (令和3年度)(小)96% (中)90%</p>		
13	<p>中学生海外派遣</p> <p>(1) ■事前研修8回実施(ホストファミリー等と交流を図るための英語レッスン、現地校の生徒に墨田区の伝統・文化を伝えるプレゼンテーション) ■海外派遣 7月28日から8月6日まで ■事後研修(海外派遣報告会に向けての準備) ■海外派遣報告会 10月20日 152名参加 ■全中学校2年生を対象に、「Tokyo Global Gateway」(体験型英語学習施設)での体験学習の計画・実施(新型コロナウイルス感染症の影響により、3校が中止)</p>	<p>■海外派遣後「現地校の生徒やホストファミリーに自分から進んで発言できたか。」の質問に全員が発言できたと回答した。また、「海外派遣への参加は、その後の学校生活に影響はあったか。」の質問に80%の生徒が大いにあったと回答した。</p>
<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値> ■帰国後、海外派遣で学んだことを生かして、ボランティア活動団体に登録した生徒の割合 15人(75%) ■目標値(令和3年度) 85%</p>		

課題	令和2年度以降の取組
<p>■高学年の教科化に伴う、更なる中学校との連携を進めていく必要がある。</p> <p>■全教員が英語指導ができるようにするためのスキルを獲得できるような研修の伝達方法を工夫していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■学校訪問時に、指導主事による児童の発達の段階に応じた「読む」、「話す」、「聞く」、「書く」の定着のための指導助言を行っている。</p> <p>■教員の発話技能を補うものとして、音声教材や国のインターネット配信による動画等の紹介及び活用を推奨していく。</p> <p>■外国語教育研修会で英語教育推進リーダー・指導教諭を活用した実践的な研修、「Tokyo Global Gateway」(体験型英語学習施設)等の施設での体験的な研修を計画していく。</p>
<p>■学級担任が中心となって授業展開を行っていく授業形態を定着させていく必要がある。</p> <p>■学級担任の指導を充実させるための効果的な動画等の教材を作成していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■学級担任が指導の中心となりながら、NTを活用した「話す」「聞く」の学習と「読む」「書く」の学習を効果的に組み合わせた、全観点での学力向上を推進していく。</p> <p>■「Tokyo Global Gateway」の事前学習において、NTと中学生が課題を解決する場を設定していく。</p> <p>■中学校全校の2年生徒を対象に、「Tokyo Global Gateway」体験を実施する。</p>
<p>■派遣後、校内での成果還元について、更に推進していく必要がある。</p> <p>■派遣生以外の生徒への英語体験機会を提供していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■今後も中学生の国際感覚を養うことを視野に計画的な中学生海外派遣を実施していく。</p> <p>■他課とも十分連携を図りながら、派遣後のボランティア活動への登録を推進していく。</p> <p>■全中学校2年生徒を対象に、「Tokyo Global Gateway」体験を実施していく。</p>

目標2 一人ひとりの子どもに応じた指導により、豊かな人間性と健やかな体を育てます

取組の方向1 豊かな人間性と体力向上への取組の推進

	令和元年度の事業の実施状況	成果
14	人権教育の推進	
(1)	<p>■人権教育推進委員会の開催 年5回(5・6・8・11・1月) ※人権尊重教育推進校校長・研究推進担当・事務局で組織</p> <p>■人権教育推進連絡協議会の開催 年3回(6・9・11月) ①人権課題「外国人」 参加110名 ②人権課題「女性」 参加90名 ③人権課題「同和問題」参加70名</p> <p>■東京都教育委員会人権尊重教育推進校の指定 3校(八広小、梅若小、吾二中)</p> <p>■合同実践報告会の実施(3月) ※新型コロナウイルスの影響により中止</p> <p>■人権教育実践事例集の発行 3月発行 300部</p> <p>■「路上生活者への偏見・差別を解消するための特別授業」を全学年で実施</p> <p>■「外国人幼児児童生徒に関わる指導について」のリーフレットの作成</p>	<p>■全学校(園)が、地域の状況や子供の実態に応じた人権教育を推進するため、人権教育推進委員会を中心に人権教育推進上の課題解決に向けた認識の共有化が図れた。</p> <p>■全学校(園)1名の人権教育担当を中心に、人権課題に関わる講演や協議を行った。講師による講演や現地視察など、様々な形式で実施したことで人権課題への理解が深まった。</p> <p>■人権教育に関する授業実践を行い、本区の人権教育の一層の推進に貢献した。人権尊重教育推進校3校の実践をまとめた事例集を発行し、実践の普及に努めた。</p>
	<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値> ■人権教育推進連絡協議会参加者のアンケートで「各学校等における人権教育推進上の課題や解決の方策等について考える上で、役立つ内容であった。」に「とてもあてはまる」「あてはまる」と回答した割合 96% ■目標値(令和3年度) 85%</p>	
15	道徳の教科化への対応	
(1)	<p>■授業公開、「評価」の具体的な事例等、実践的な内容についての連絡会を3回実施</p> <p>■1年次研修会で、道徳教育の在り方と道徳科についての研修を実施</p>	<p>■教科化の完全実施を踏まえ、各校で還元可能な「教科化の意義」、「教科化に向けた推進教師の役割」、「評価」、「授業づくり」等、具体的で実践的な内容の連絡会を実施したことで、「特別の教科 道徳」についての理解が深まった。</p> <p>■連絡会後のアンケートで「今後の指導や職務に役立つ内容であった」に「当てはまる」「少し当てはまる」と回答した割合が94%だった。</p>
16	いじめの問題への対応	
(1)	<p>■小中学校による情報共有や専門家を講師に招聘するなど、いじめ対策担当者連絡会を開催(年3回)</p> <p>■全小・中学校、児童・生徒対象のアンケート調査を年3回実施</p> <p>■いじめに関する授業を実施(年3回) うち1回は、いじめ防止授業地域公開講座として開催</p> <p>■4月に教職員に「いじめから子供たちを守るために」のリーフレットを配布し、各学校で指導</p> <p>■指導主事が学校訪問した際に、いじめの様子を聞き取り状況を把握</p> <p>■スクールカウンセラーによる小学校第5学年と中学校第2学年への全員面接の実施</p> <p>■年度末に小学校第6学年担任から中学校へ進学する児童の資料を作成し、引継ぎを実施</p> <p>■毎月10日の「すみだ いじめ防止の日」とし、学校が保護者や地域住民と連携したいじめ未然防止への取組の実施</p>	<p>■いじめのアンケートの書式を変更した結果、早期にいじめの芽を摘むことができたという意見が、生活指導連絡会で教員から上がった。</p> <p>■いじめの認知件数が小学校では昨年度の56件から88件に上がり、軽微ないじめも認識し、対応できた。</p> <p>■いじめの重大事態発生は、0件である。</p> <p>■友達とのつながりや不登校に関わる状況等を含め、中学校進学後の学習指導や生活指導上に必要な情報を小中学校の教員の連携により、引き継ぐ機会を設けた。</p>
	<p><前年度評価委員意見> ・児童・生徒の生活環境の変化等により、これまでの指導では効果をあげえないケースが出ている。小・中学校及び関係機関等との連携をこれまで以上に重視し、学校、家庭、地域が連携し合いながら子どもの健全な育成を進めることを中心において事業展開することが望まれる。 ・いじめ問題への対応は、詳細な調査の実施やリーフレットの発行、校内研修等の組織的な対応により、重大事態の発生を抑える雰囲気が高まっていることが素晴らしい。しかし、不登校児童・生徒が特定の小・中学校区域に増加していることが気になる。該当校の校内努力に頭が下がる。今後も巡回指導員や指導主事の学校訪問を頻繁に行い、関係校の教員同士が相互に心を開き、情報交換を密にしていく必要がある。 ・いじめは「意識」であり、見えないところにあるので、教員も見逃してしまうのではないか。本来は「行為」を禁止する方が望ましいが、国がいじめ防止対策推進法で「いじめを行ってはならない」という表現をしており、「意識」なのか「行為」なのか曖昧である。いじめであろうとなかろうと、人に迷惑かけるような行為はしないという決まりが必要だろうと思う。 ・小学校6年から中学校に入学するときの連絡会では、成績や学級状況の情報交換とともに、友達のつながりなどの情報交換や、いじめ、不登校の解消の取組の充実を望む。</p>	
	<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値> ■小・中学校のいじめ認知件数に対し、解消した割合 43.6% ■目標値(令和3年度) 70%</p>	

課題	令和2年度以降の取組
<p>■ 様々な人権課題の理解と人権教育の進め方について、教職員の意識を一層向上させていく必要がある。</p> <p>■ 人権尊重教育推進校の人権教育実践を一層周知していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■ 人権教育推進連絡協議会では、引き続き様々な人権課題について取り上げるとともに、人権一般についての理解やフィールドワーク等の実施形態の工夫等、理解を深めていくための研修等実施していく。</p> <p>■ サポート訪問時に、教職員に対して人権教育に関する研修を実施していく。</p> <p>■ 1年次研修で人権教育に関する研修を実施していく。</p> <p>■ 人権尊重教育推進校3校の実践を各学校(園)に広めるための合同実践報告会を実施する。</p> <p>■ 「路上生活者への偏見・差別を解消するための特別授業」を全小・中学校で実施する。</p>
<p>■ 「特別の教科 道徳」の授業づくりや評価について、各教員の指導力を向上させていく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■ 各校における道徳の授業の充実に向けた組織的な取組に関する研修を実施していく。</p> <p>■ 道徳授業地区公開講座を実施する。</p>
<p>■ いじめを認知した際、学校いじめ対策委員会を核とした初期対応、組織対応の円滑な実施を徹底していく必要がある。</p> <p>■ 実態をよりきめ細かく把握する必要がある。</p> <p>■ いじめに対する早期対応・未然防止への取組を更に充実させていく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■ 墨田区いじめ防止基本方針、墨田区教育委員会いじめ防止プログラム、いじめ対応マニュアルの周知及び内容の理解を促進していく。</p> <p>■ いじめ対応のフローチャー等を活用した組織的な対応を行っていく。</p> <p>■ 研修会等での、いじめの認知に関する考え方を周知徹底していく。</p> <p>■ いじめアンケートを実施する。</p> <p>■ 各学校でのいじめに関する授業を実施する。</p> <p>■ スクールカウンセラーによる小学校第5学年と中学校第2学年への全員面接を実施する。</p> <p>■ 関係諸機関との連携を強化していく。</p> <p>■ 引き続き、中学校の教員による聞き取りで、友達とのつながりやいじめ、不登校の状況について十分な情報交換を行う。</p>

令和元年度の事業の実施状況		成果
17	不登校問題への対応	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不登校の巡回指導員と指導主事で中学校を訪問し、状況の把握と早期対応への指導助言 ■ 校内ステップ学級(校内学習適応教室)での支援 ■ メンタルフレンドによる個別対応の実施 ■ 不登校対策担当者連絡会の開催し、小中学校の担当者で情報を共有(年3回) ■ 子供の未来応援会[不登校児童・生徒の保護者向けの相談会]の実施(年2回) ■ サポート学級、ステップ学級での学校復帰を目指した支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 未然防止、早期発見、早期対応など各時期に連絡会を開催したことにより、不登校対策についての理解が深まった。 ■ 子供の未来応援会第1回は墨田区の不登校対応機関の周知、2回は進路等について周知し、適応指導教室につなげた。 ■ 不登校の巡回指導員と指導主事で中学校を訪問し、指導助言したことで、学校が組織的に対応できるようになった。
<p><前年度評価委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステップ学級やサポート学級を見学したが、互いに仲間意識を持ち、表情が豊かで明るい雰囲気を感じることができた。環境づくりも大事なことだと思った。 ・不登校の子どもについての考え方に、小学校と中学校で多少食い違いがあるように思う。小学校の5～6年生の頃から、進学予定の中学校と情報 		
<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 不登校児童・生徒のうち継続的に登校できるようになった児童・生徒の割合 23.5% ■ 目標値(令和3年度)46% 		
18	SNS等の適切な使い方の啓発	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「SNS学校ルール」、「SNS家庭ルール」の見直し ■ 情報モラル教育について、「SNS東京ノート」を活用し、道徳や特別活動の授業の中で実施 ■ インターネット等を通じて行われるいじめの防止授業の実施 ■ 都立墨田川高校の1学年生が区内小学校の学校に出向く「スマホミーティング」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ SNS東京ノートを使用することで、情報モラル教育を各学校において推進することができた。 ■ 地域の警察署と連携し、セーフティ教室の一環としてSNSの利便性と危険性について講演や出前授業を行うことで、児童生徒の情報モラルの意識を高めることができた。
<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「インターネットを通じて行われるいじめの防止」の授業を実施した学校の割合 小・中学校35校 100% ■ 目標値(令和3年度) 小・中学校35校 100% 		
19	体力向上推進事業	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小・中学校の全児童・生徒に体力テストを実施(区としての全体の体力の傾向の把握) ■ 体力向上プロジェクト検討委員会において、作成した動画教材の活用の普及に努め、区全体の体力向上に関する共通課題、課題改善に向けた取組方針について検討 ■ 各学校が自校の体力の課題に応じて、東京都が実施している「一校一取組」や小学校では「一学級一実践」において、休み時間等を活用した取組の実施 ■ 体力アップキャンペーンの実施(長縄や短縄、ボール投げ等の種目に各学校で挑戦し、結果を報告する。) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各学校では、体力テストの結果分析等を踏まえ、体力向上に向けた体育授業の充実、日常的に取り組める体力向上策の見直し、改善を行うなど、体力向上に努めていく。
<p><前年度評価委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育の授業や休み時間の中で、子どもたちが進んで運動する機会が、体力づくりの基本になっていくのではないかと思います。 		
<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 体力テストの合計点 (小5)男子54.3 女子56.6 (中2)男子41.8 女子49.0 ■ 目標値(令和2年度) (小5)男子56.2 女子56.3 (中2)男子41.6 女子48.7 		

課題	令和2年度以降の取組
<p>■令和元年度の不登校数は増加しており、各学校の不登校対応への意識の向上と対応方法の理解を更に深めていく必要がある。</p> <p>■各学校での不登校に対する組織的な対応をしていく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■不登校の巡回指導員と指導主事の学校訪問による、状況の把握と早期対応への指導助言を引き続き行っていく。</p> <p>■毎月のいじめ不登校の個票提出により、状況を把握することで、早期対応につなげていく。</p> <p>■不登校対策担当者連絡会を実施する。</p> <p>■関係機関との連携を強化していく。</p> <p>■校内ステップ学級(校内学習適応教室)を充実していく。</p> <p>■SSW(スクールソーシャルワーカー)、SC(スクールカウンセラー)を一層活用した、未然防止、早期対応に努めていく。</p>
<p>■情報モラル教育の更なる推進のため、教員研修を充実させていく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■「SNS東京ノート」を活用した情報モラル教育を推進していく。</p> <p>■生活指導主任研修会、いじめ対策担当者連絡会等での、情報モラル教育に関する教員研修を実施する。</p> <p>■地域・家庭、近隣の高等学校等と連携した情報モラル教育を推進していく。</p>
<p>■小学校は、「上体起こし」、「長座体前屈」の種目において、東京都平均より下回る学年があり、筋持久力、柔軟性等の向上が課題である。</p> <p>■中学校は「上体起こし」、「持久走」において、東京都平均より下回る学年があり、筋持久力の向上が課題である。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■体力向上プロジェクト検討委員会において、課題の体力を向上する運動遊び及び補強運動について検討していく。</p> <p>■学校の体力の課題に応じた特色ある取組「一校一取組」に加えて、小学校においては「一学級一実践」の取組を継続的に行い、その成果を11月に検証し、実態を把握していく。</p>

	令和元年度の事業の実施状況	成果
20	食育推進事業	
(1)	<p>■日本の伝統や文化、季節感、地域社会、地球環境及び異文化への理解を促進させるとともに、食事面からの体力向上及び作法の習得に向けた取り組みに対する支援を実施</p> <p>①食育推進交付金 小・中全校で実施 1人3食相当を交付</p> <p>②ふれあい給食 小学校11校(12回)、中学校2校で実施</p> <p>■家庭でも食についての理解を深めてもらうために、学校給食で人気のメニューを実際に調理する「親子料理教室」を夏休みに2回開催</p> <p>■ふだん給食等で食べている食材の生産・加工の工場を見学し、食を大切にする心を育てるために「食育学習見学会」を夏休みに1回実施</p>	<p>■食文化や伝統について理解を深めてもらうことができた。</p> <p>■夏休みの行事では、日頃、食事を提供している親等への感謝の気持ちを育み、親子のふれあいと参加者相互の交流を図る機会とすることができた。</p>
	<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値></p> <p>■食育事業を実施した学校の割合 小・中学校35校 100%</p> <p>■目標値(令和3年度) 小・中学校35校 100%</p>	

課題	令和2年度以降の取組
<p>■給食などを通して、食育の一層の推進を図る必要がある。</p> <p>■「食育学習見学会」は、さらに給食食材に関する理解を深めてもらえるよう、新規の見学先を選定していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">学務課</p> <p>■事業展開により、食育の一層の推進を図る。</p> <p>■引き続き、親子の事業参加を促し、食育に対する理解を深める契機とするとともに、親子のふれあいと参加者相互の交流を深める。ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、夏休みの2つの事業は中止した。</p>

取組の方向2 個別の課題に応じた適切な指導の推進

	令和元年度の事業の実施状況	成果
21	特別支援教育推進事業	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■精神科医による固定学級(知的障害)での療育相談を実施(13回/年) 	<ul style="list-style-type: none"> ■医師が、教員からの相談等について、助言をすることで、個別の指導や保護者との対応などに生かしていくことができた。
(2)	<ul style="list-style-type: none"> ■特別支援教育に関する研修会の実施 7種類の研修会、年17回(4月から1月まで) ■特別支援教育に係る巡回相談の実施 7園33校で実施、年80回(2校中止) ■特別支援教育検討委員会の実施 年2回(6・9月)3月の委員会は中止 ■小学校『特別支援教室』拠点校改編に伴う保護者向け説明会明会の開催(11月) ■中学校 特別支援教室説明会(保護者・教員向け)開催(11月) ■特別支援教室ブロック別情報交換会の開催(7・12月) ■特別支援教室固定級校長会の開催(12・1月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■特別支援教育に関する研修会や、各職層・年次研修で特別支援教育に関する研修を実施し、特別支援教育の意義や目的、特別な支援を要する幼児・児童・生徒への対応、障害の特性について、特別支援教室について等、講義・演習を行い、理解を深めた。 ■巡回相談での専門家による助言・指導を受け、特別支援を要する幼児・児童・生徒への対応について、理解を深めた。 ■検討委員会で各校での協議で、各校の課題が明らかとなり、次年度に向け、対応策を施すことができた。 ■小学校での特別支援教室の新拠点校設置において、特別支援教室の説明会を実施し、保護者、教員の特別支援教室に対する理解が深まった。 ■中学校での特別支援教室開始において、特別支援教室の説明会を実施し、保護者、教員の特別支援教室に対する理解が深まった。 ■ブロック別情報交換会、拠点校長会の開催を通して情報を共有し、特別支援教室の課題を明らかにして、次年度に向け対応策を施すことができた。
	<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値> <ul style="list-style-type: none"> ■特別支援教育研修会において、「今後の指導に役立つ内容であった。」と回答した参加教員の割合 94% ■目標値(令和3年度) 85% </p>	
22	特別支援教室の整備	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■中学校全校に特別支援教室を設置するため、6校に特別支援教室を整備 ■小学校では全校に特別支援教室を開設済であるが、拠点校を5校から9校に増やし、ブロック割を再編成 	<ul style="list-style-type: none"> ■中学校では、他校に移動することなく自校で指導を受けられるので、小学校から継続した指導を受けやすくなった。また、小学校では在籍校と巡回教員の連携が取りやすくなった。
23	帰国・外国人児童・生徒への対応	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■帰国・外国人児童を対象とした通訳派遣の実施 ■梅若小学校日本語通級指導教室やすみだ国際学習センターにおいて日本語指導の実施 ■外国人児童・生徒等支援連絡会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■102人の児童生徒に対して通訳を派遣した。 ■通訳派遣だけではなく、児童の日本語力の定着を図るためのシートを作成し、中学校への引き継ぎ資料の参考とすることができた。 ■日本語通級指導教室やすみだ国際学習センターに通っている期間は、在籍校と連携を図り、児童・生徒の実態を連絡ノートで共有できた。国際学習センターの指導員が年間5回以上学校訪問したことにより、当該生徒の学習定着度や終室に向けた協議をすることができた。
	<p><前年度評価委員意見> ・外国人労働者の雇用が拡充される流れに伴い、多くの国の人たちが日本にやってくる。「墨田区で勉強してよかった」と認識する外国にルーツのある子どもたちが増えるような取組を、今後も増やしていただきたい。</p>	
	<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値> <ul style="list-style-type: none"> ■外国人児童・生徒等指導研修会において、「今後役立つ内容であった。」に「当てはまる」「少し当てはまる」と回答した参加教員の割合 100% ■目標値(令和3年度) 80% </p>	
24	教育相談推進事業	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■各小・中学校、子育て支援総合センター、各保健センター等の関係機関と連携を図りながら、児童・生徒等の教育上の悩みの解決に向けた相談業務を実施 ■登録件数：170件(前年度190件) 内訳：繰越登録件数97件 前年度登録件数73件 ■電話相談件数：98件(前年度103件) 	<ul style="list-style-type: none"> ■スクールカウンセラーや関係機関と連携を図りながら、解決等の相談の終結に一定程度結びつけることができた。 ■新型コロナウイルスの影響のため、繰越登録件数が増えたが、状況に応じた対応ができた。 ■終結件数：59件(前年度93件) ■終結率：34.7%(前年度48.9%) ■翌年度繰越件数：111件
	<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値> <ul style="list-style-type: none"> ■教育相談の終結割合 34.7% ■目標値(令和3年度) 53% </p>	

課題	令和2年度以降の取組
<p>■各校年1回の実施となっているため、各学級の在籍人数の違いによる回数の検討や、途中転学があった場合の対応などを検討する必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">学務課・指導室</p> <p>■引き続き精神科医を派遣し、専門的観点から助言を受け指導に生かす。ただし、令和2年度は休校期間があったため、各校から派遣の必要性を調査した上で実施する。</p>
<p>■学校現場のニーズに合った研修会を実施していく必要がある。 ■特別支援教室の巡回指導教員の指導力を向上させていく必要がある。</p>	<p>■昨年度の研修会後のアンケート等を活用、学校現場のニーズに基づいた研修会を実施していく。 ■巡回相談について各校最低1回の実施を義務付け、全園・全校での具体的な指導を通じた教員の意識改善を行っていく。 ■小学校の特別支援教室9拠点の改編、中学校での特別支援教室開始を受け、課題検討のための特別支援室拠点校校長会(年2回)を実施する。</p>
<p>■入級児童・生徒が増加している。退級の基準や、在籍学級での可能な配慮などについての検討が必要である。</p>	<p style="text-align: right;">学務課</p> <p>■令和2年度から、全小・中学校に特別支援教室を設置し指導を開始した。区としてのマニュアルの作成等、必要な情報を共有していく。</p>
<p>■外国人児童・生徒指導担当者の役割を明確にする必要がある。 ■校内での外国人児童・生徒に対する支援体制を構築していく必要がある。 ■集中的な日本語指導の受講を終えた児童・生徒が在籍校で学習内容の定着を図るための校内体制の充実、指導方法のあり方の検討が必要である。 ■日本語指導が必要な児童生徒へのICTを活用した指導方法について、工夫・改善していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■多様な言語に対応する通訳者獲得のため、ホームページ等での募集を行う。 ■外国人児童・生徒指導担当者研修会で「国際学習センターの手引き」を活用し、学級担任や担当者の役割を明確にしていく。 ■外国人児童・生徒等支援連絡会を実施する。 ■ICTを活用した日本語指導について工夫・改善していく。</p>
<p>■更に効果的な問題解決のために、スクールカウンセラー及び子育てを担当する関係機関等と連携を強化していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">すみだ教育研究所</p> <p>■スクールカウンセラーや関係機関と連携を図りながら、より効率的・効果的に相談業務を実施し、悩みを抱える児童・生徒に対応していく。</p>

令和元年度の事業の実施状況		成果
25	スクールサポートセンター	
(1)	<p>■スクールカウンセラーを全小・中学校に配置 (区費SC)小学校21校 中学校10校 年280時間 (都費SC)小学校25校 中学校10校 年35日 ■スクールソーシャルワーカー3名配置 ■不登校となっている児童・生徒の居場所としてサポート学級を設置、学習活動等の場所としてステップ学級を設置し、当該児童・生徒への個別指導の実施 サポート学級入級者 39名 ステップ学級入級者 39名</p> <p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値> ■適応指導教室等に通う不登校児童・生徒の学校復帰率 64.1% ■目標値(令和3年度)85%</p>	<p>■学校規模に応じてスクールカウンセラーを配置したことにより、児童・生徒及び保護者が気軽に相談室を訪れ、適時適切に相談活動を行うことができた。 ■スクールソーシャルワーカーが支援・対応した件数は146回。 ■不登校となっているが、学校や関係機関とのつながりが薄い児童・生徒に対し、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問等を行い、関係機関につなげることができるなど、好転した事例が見られた。 ■サポート学級・ステップ学級の通級児童・生徒の学校復帰 サポート学級 16名 ステップ学級 34名</p>
26	総合教育センターの整備(再掲)	
(1)	<p>■「墨田区新保健センター等複合施設整備基本計画」に基づき、(仮称)教育支援センターの整備について基本設計に向けた内部検討の実施 ※ (仮称)教育支援センターの名称は現在検討中</p>	<p>■(仮称)教育支援センターの主な機能要件を整理することができた。</p> <p>①教育相談機能 教育相談、適応指導教室(ステップ学級、サポート学級)、就学相談の運営</p> <p>②研修・研究機能 研修室、教科書展示、学力向上・ICT活用、特別支援などの研究事業</p>

課題	令和2年度以降の取組
<p>■スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割等について、研修会、連絡会で周知していくとともに、より一層活用していく必要がある。</p> <p>■スクールソーシャルワーカーの活用により、いじめや不登校が解消した効果的な事例を整理し、各校へ情報提供していくとともに、より一層活用していく必要がある。</p> <p>■発達障害などの特別な支援を要する児童・生徒が入級した場合の支援体制のあり方について検討していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■スクールカウンセラー連絡会等による各学校の教育相談体制を充実させていく。</p> <p>■課題のある児童・生徒に対して、関係機関と連携したよりきめ細やかな対応をしていく。</p> <p>■スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携を強化していく。</p> <p>■適応支援・指導の機能を強化していく。</p> <p>■不登校対策相談員と指導主事による学校訪問時には、不登校の未然防止、初期対応、自立支援に向けた指導助言をしていく。</p>
<p>■各機関との連携内容、連携方法についてさらに調整を進める必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">すみだ教育研究所</p> <p>■(仮称)教育支援センター整備、整備後の運営方法及び連携方法等について調整を進めていく。</p>

目標3 学校(園)・家庭・地域が連携・協働して、子どもたちを育てます

取組の方向1 地域と連携・協働した取組の推進

	令和元年度の事業の実施状況	成果
27	すみだスクールサポートティーチャー活用事業	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■すみだスクールサポートティーチャー(人材登録) ■学力向上支援サポーター(全小・中学校に配置) 授業中及び放課後学習における学習支援 ■学生ボランティア(活動実人員25名) 教員を目指す大学生を対象とした教育支援ボランティア 	<ul style="list-style-type: none"> ■学力向上支援サポーターを活用した放課後補習を全小・中学校で実施し、学力の定着に課題のある児童・生徒の学力向上に寄与できた。
	<すみだ教育指針の年間目標に対する到達値> ■SST(すみだスクールサポートティーチャー)の登録者数 190名 ■目標値(令和3年度) 300名	
28	学校支援ネットワーク事業	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■外部講師を活用した出前授業による学校支援活動の実施 ■学校ニーズを踏まえ、学習指導要領の重点事項に焦点を合わせた出前授業メニューの作成 ■積極的に地域の協力団体等を開拓し、より一層地域の特色を生かした魅力ある事業を実施 ■外部講師として、延べ1,044人(前年度1,070人)を、延べ312校(前年度291校)に派遣し、519回の授業を実施(前年度476回) 	<ul style="list-style-type: none"> ■環境、福祉、文化など様々な分野の専門家や地域のボランティアを外部講師として派遣し、社会の変化に対応する新たな学びの体験をはじめ、キャリア教育支援による職業観の醸成など、教育内容の充実・向上に資した。 ■新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、2月26日から3月14日に実施を予定していた19校の出前授業を中止とした。
29	放課後子ども教室	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■放課後子ども教室を区立小学校20校(うち、いきいきスクール3校)で実施 実施校数:20校(前年度20校) 延べ実施回数:1,424回(前年度1,565回) 延べ参加児童数:76,517人(前年度85,110人) 延べスタッフ数:8,935人(前年度9,637人) 	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者や地域住民等で組織される運営委員会に事業を委託して実施し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所確保に寄与するとともに、学習や様々な体験交流を行った。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う事業休止の影響等により、前年度と比較すると、実施回数、参加児童数、スタッフ数のいずれも減少している。
	<前年度評価委員意見> ・ボランティア不足が、未実施校が出てしまう原因の一つになっている面もあるのでは。外部委託も考えていく必要があると思う。 ・この事業は、子どもたちの心の教育という面からも非常に重要なので、今後も充実を図っていただきたい。 ・放課後活動により、不登校、あるいは保健室登校だった子どもが、徐々に活力を身につけ、不登校が解消された事例が幾つもある。放課後活動の中でいきいきとした活力を身につけていく事業展開を期待する。	
30	リーダー育成事業	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■サブ・リーダー講習会(夏季) 受講生:46名 前年度受講生:128名(夏季・冬季) ■ジュニア・リーダー研修会 年間8回、宿泊研修(5月)、キャンプ ジュニア・リーダー研修生:73名 (前年度研修生:66名) ■子ども会活動やその他各種少年団体でのグループ活動へのジュニア・リーダー派遣依頼:11件(前年度19件) 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校の枠を越えた横のつながりや、異年齢交流による縦のつながりを強化することができた。 ■新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、サブ・リーダー冬季講習会及びジュニア・リーダー2月研修会及び3月宿泊研修は中止とした。
	<すみだ教育指針の年間目標に対する到達値> ■リーダー育成講座参加者数 サブ・リーダー128人 ジュニア・リーダー66人 ■目標値(令和2年度) サブ・リーダー128人 ジュニア・リーダー70人	
31	防災教育の推進	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■東日本大震災等の教訓を踏まえた防災教育の実施 ■地域の防災組織等と連携した体験的な訓練の実施 ■生活指導主任連絡会において、風水害を想定した避難訓練等防災教育の計画見直し ■都市整備課が作成した、ハザードマップを活用した防災教育の実施 ■中学1年生を対象とした、救急救命講習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域と連携した防災訓練を全中学校で実施した。 ■防災教育副読本「防災ノート」、「東京マイ・タイムライン」を活用した。
	<前年度評価委員意見> ・各学校は熱心に地震に対する防災訓練をやっているが、水害に対する防災教育が必要である。 ・教育委員会以外の部署で作成した資料も、学校は上手に活用しなくてはいけないと思う。 ・大事故が起きるのは、大体が想定外のことが起きたときなので、今の防災教育や、児童・生徒の事故についても、注意喚起していただきたい。	

課題	令和2年度以降の取組
<p>■ すみだスクールサポートティーチャーと学校の希望等のマッチングのために、更に登録者を増やす必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">すみだ教育研究所</p> <p>■ 区報やホームページ等で積極駅に呼びかけ、周知することで活動者や登録者を増やしていく。 ■ 近隣大学と連携を図り、大学生の登録者を増やしていく。</p>
<p>■ ボランティアで協力の得られる人材等のさらなる発掘、学校内における出前授業実施前後の授業の充実など、活動内容の質の向上が課題である。 ■ 外部講師の専門性をより生かすため、学級担任、教科担任が出前授業に積極的にかかわる必要がある。 ■ 実施回数を増やすため、出前授業のPRを工夫する必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">地域教育支援課</p> <p>■ 子どもたちの教育活動等の充実のため、地域と学校の連携・協働体制の構築を推進する。区内小中学校のコミュニティスクールの導入に向けた検討を開始し、地域学校協働本部の整備を進めていく。</p>
<p>■ 令和元年度末現在、未実施校が5校ある。また既に実施している学校においても、PTAや町会など地域のボランティアスタッフが運営しているため、活動日数や内容に格差がある。未実施校での開設に向けては、中心的な役割を担う人材やスタッフの確保が課題となり、開設に至らない。既実施校においても、スタッフの確保が課題となっている。</p>	<p style="text-align: right;">地域教育支援課</p> <p>■ 学校運営協議会等を活用して引き続き学校や地域に理解を求めるとともに、福祉部局とも連携し、外部委託等も含め運営方法を検討する。「新・放課後子どもプラン」で求められている「学童クラブ」と一体型の放課後子ども教室の開設を目指す。 ■ 既実施校においては、学校支援ネットワークの出前授業を活用し、内容の充実を図る。</p>
<p>■ 子ども会等からの派遣要請に応えるため、ジュニア・リーダー研修生を増やす必要がある。サブリーダー講習会から、ジュニアリーダー研修に円滑につなげていくために、より効果的なサブリーダー講習会を実施する必要がある。 ■ ジュニアリーダー研修では、勉強や部活等を理由に、6年間継続できずに辞めてしまう研修生も多いため、より多くの研修生が継続して参加できるようなカリキュラムを検討する必要がある。 ■ サブリーダー講習会は、キャンプ目的に参加する児童が多く、夏休みの思い出づくりの場になりがちである。</p>	<p style="text-align: right;">地域教育支援課</p> <p>■ より効果的な内容に見直すとともに、PR方法や実施方法を工夫し、サブ・リーダー講習会及びジュニア・リーダー研修会の参加者増を目指す。</p>
<p>■ 学校防災計画について、昨今の自然現象に対応する内容に見直しする必要がある。 ■ 危険回避能力や地域防災への参画意欲を向上させていく必要がある。 ■ タブレット端末を活用した防災教育のあり方について、調査研究していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">庶務課・指導室</p> <p>■ 学校防災計画の見直しを行う。 ■ 様々な場面を想定した避難訓練を計画・実施し、危険回避能力等の向上を図る。 ■ 区内全中学校において地域と連携した防災訓練の位置付け。 ■ 「東京マイ・タイムライン」で水災害に関する備えについて考える機会や、生活指導主任連絡会で水災害の授業に関する研修を設定する。 ■ 中学1年生を対象とした、救急救命講習を実施する。</p>

取組の方向2 他機関との連携による学習指導・学習支援の推進

令和元年度の事業の実施状況		成果
32	すみだチャレンジ教室	
(1)	■夏休み補習教室 全5日間の日程で、区役所内の会議室において、数学・英語の個別指導を実施(中学生40名が参加)	■参加生徒に事前テスト及び事後テストを実施した結果、次のとおり平均点の向上が見られた。 数学 18.0～25.3点 英語 32.7～33.4点
(2)	■土曜日補習教室 教育委員会で指定した学校において、全9回の日程で算数の個別指導を実施(3月の臨時休業に伴い隅田小は7回) 立花吾孺の森小、隅田小 各24名	■参加児童に事前テスト及び事後テストを実施した結果、次のとおり平均点の向上が見られた。(隅田小は事後テスト未実施) 算数 14.2～32.9点
(3)	■放課後補習教室 教育委員会で指定した学校において、全9回の日程で小学校は算数、中学校は数学・英語の個別指導を実施(3月の臨時休業に伴い二寺小は6回、三吾小・三寺小は8回) 錦糸小、第三吾孺小、第二寺島小、第三寺島小、墨田中、文花中 各9名(第二寺島小は8名) ■各校で受講後の学力の伸びを把握とSST(すみだスクールサポートティーチャー)を活用した放課後補充学習などによるフォローアップ	■参加児童・生徒に事前テスト及び事後テストを実施した結果、次のとおり平均点の向上が見られた。(第二寺島小は事後テスト未実施) 算数 10.8～37.3点 数学 4.7～24.9点 英語 28.0～54.6点

<前年度評価委員意見>

・すみだチャレンジ教室の「放課後コース」は、テストの得点の伸びが小さいが、伸びてはいる。今後も続けていただきたい。実施日を増やすといったことが課題になるのかと思う。

33	学校図書館の充実																									
(1)	■図書館を使った調べる学習コンクールの実施 ①区内全小・中学校が参加 ②保護者向け説明会、親子で調べる学習応援講座の開催(4月) ③調べる学習コンクールの個別相談会(区立図書館3館) ■学校図書館の活用 ①授業での活用 ②読書旬(週)間時のイベント開催 ③本の展示方法改善、掲示物の充実等、環境整備の推進 ④学校図書館担当教諭研修会の実施 ■小・中学校に学校司書を配置し、学校図書館の活用推進 小学校週2日:17校、週3日:8校 中学校週2日:10校 (小・中学校ともに1日5時間) ■学校司書意見交換会の実施 ■学校図書館蔵書数の充実 ■学校読み聞かせボランティア養成講座の実施	■令和元年度における参加者は4,970名(平成30年度は5,289名)、参加出品数は4,164点(平成30年度は5,164点)である。その内の2%である100点を全国コンクールに出品し、優秀な成績を収めた。 ■100作品の内訳は、優秀賞16名(平成30年度21名)、奨励賞26名(平成30年度22名)、佳作57名(平成30年度60名)、日本児童教育振興財団賞1名(平成30年度特別賞の受賞なし)である。 ■学校図書館担当教諭研修会では、図書館を活用した授業演習を行った。 ■学校司書が、学校図書館の書架整理や選書等に関する助言を行い、児童・生徒が利用しやすい環境整備を行った。 ■学校図書館における児童・生徒の一人当たりの年間貸出冊数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>38.9冊</td> <td>2.5冊</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>36.7冊</td> <td>2.3冊</td> </tr> <tr> <td>元年度</td> <td>39.1冊</td> <td>2.7冊</td> </tr> </tbody> </table> ■学校司書意見交換会では、各学校の司書が現場の工夫やアイデアを発表し、情報共有を図った。 ■学校図書館における蔵書資料数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>252,407冊</td> <td>96,871冊</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>262,709冊</td> <td>104,821冊</td> </tr> <tr> <td>元年度</td> <td>265,079冊</td> <td>111,382冊</td> </tr> </tbody> </table> ■小学校読み聞かせボランティア養成講座受講者 29年度 43人、30年度 57人、元年度 47人		小学校	中学校	29年度	38.9冊	2.5冊	30年度	36.7冊	2.3冊	元年度	39.1冊	2.7冊		小学校	中学校	29年度	252,407冊	96,871冊	30年度	262,709冊	104,821冊	元年度	265,079冊	111,382冊
	小学校	中学校																								
29年度	38.9冊	2.5冊																								
30年度	36.7冊	2.3冊																								
元年度	39.1冊	2.7冊																								
	小学校	中学校																								
29年度	252,407冊	96,871冊																								
30年度	262,709冊	104,821冊																								
元年度	265,079冊	111,382冊																								

<前年度評価委員意見>

・読書教育及び図書館教育には力を入れていると思うが、若干学校差がある。
 ・学校司書が活躍できるためには、現行の週2日の勤務体制では少ないかもしれないので、もう1日増やせばよいと思う。
 ・学校司書がアイデアを共有できる研修があるとよい。
 ・家庭では子どもが学校を卒業すると当時の本が不要となり、捨ててしまうことがあるが、そういう本を回収できる仕組みがあるとよい。
 ・子どもたちが興味を持って参加しやすい環境を作ると同時に、そのための蔵書を増やすことも重要である。
 ・読み聞かせボランティアの新陳代謝が活発でないことで、ボランティア養成に影響がでている。
 ・学校図書館における児童・生徒の一人当たりの年間貸出冊数が、小学校と中学校で大きく異なる。中学校は部活があるので差はできると思うが、部活に入っていない子どもたちに対して、放課後の居場所としての図書館づくりを進めれば、改善につながると思う。

<すみだ教育指針の年間目標に対する到達値>

■児童・生徒一人当たりの学校図書館の年間貸出冊数 (小)39.1冊 (中)2.7冊
 ■目標値(令和元年度) (小)40冊 (中)10冊

課題	令和2年度以降の取組
	すみだ教育研究所
<p>■より効果的な指導方法を検討する必要がある。</p>	<p>■今年度から事業者が変わるため、事業の実施内容について校長会で周知を図る。</p>
<p>■外部に委託している事業だが、土曜日に学校を開放することが教員の負担になっている。</p>	<p>■教員の働き方改革に対応するため、土曜日補習教室は廃止する。</p>
<p>■1回あたりの実施時間が短いため、費用対効果及び事業規模を検討する必要がある。</p>	<p>■事前に実施校、事業者及び研究所の間で打合せを行い、学校のニーズに合わせたより効果的な実施方法を検討する。 ■各校で受講後の生徒個々の学力の伸びを把握するとともに、SSTを活用した放課後補充学習などでフォローアップを行っていく。</p>
	指導室・ひきふね図書館
<p>■図書館を使った調べる学習コンクールへの参加数を増やしていく工夫等をしていく必要がある。 ■研修会等での内容を、各学校において周知徹底していく必要がある。 ■学校図書館司書の共通理解の機会の増加や、各校での取組状況や効果的な実践事例についての情報共有が必要である。 ■授業との関連を考慮した、学校図書館の効果的な活用を検討できるよう、研修内容を充実させていく必要がある。 ■教科学習等に役立てるための蔵書を充実させていく必要がある。 ■家庭からの寄贈本の受入方法について検討していく必要がある。 ■放課後の学校図書館の利用促進を図る必要がある。</p>	<p>■図書館を使った調べる学習コンクールの実施 ■掲示物や図書コーナーなど、各校の実践例に関しては、共有フォルダ等で画像データが共有できるようにする。 ■授業における学校図書館の効果的な活用や、区立図書館とも連携した取組についての研修会の実施 ■児童・生徒が図書館の資料から情報を得て、分かったことを説明したり、考えたりしたことを報告する活動についての研修会の実施 ■学校司書を学校図書館に派遣し、専門性を生かした支援や学校図書館の適切な利用方法について、周知・徹底していく。 ■寄贈本の受入基準等について検討していく。 ■放課後の学校図書館利用について周知していく。</p>

令和元年度の事業の実施状況		成果																																																		
34	学校と図書館の連携強化																																																			
(1)	<p>■学校図書館担当教諭研修会を4月と10月の2回、図書館の理解と連携をテーマに実施</p> <p>■6月に教員向け調べる学習研修会を開催し、墨田区立図書館職員も参加</p> <p>■図書館からの団体貸し出しを小・中学校全校で実施</p> <p>■小学校への図書の貸出用に団体貸出セット(1セット50冊)を24セット増</p> <p>■出張おはなし会(2校)</p> <p>■学校図書館読み聞かせボランティア養成講座の実施</p> <p>①初級 2回 参加者25人</p> <p>②中級 2回 参加者22人</p> <p>■図書館見学(22回(9校)、参加人数1,264人)</p> <p>■職場体験学習(13回(11校)、参加人数38人)</p> <p>■ブックリスト配布(「ほんはともだち」、「なつやすみほんはともだち」、「としょかんへいこう」)</p> <p>■中学生高校生のための「POPコンテスト」の入賞作品等を各図書室に掲示。(応募数 1,079点)</p> <p>■区内在住、在学の中高生を対象にした「ひきふね図書館おもてなし課」のメンバーを募集(活動:年7回 人数:10人)</p> <p>■子ども図書館員チャレンジ講座(受講者:小学生4人)</p> <p>■ティーンズ情報誌「10代のための本棚」配布(中学生全学年に年4回発行)</p> <p>■中学校図書館での学校連携予約・貸出(5校117冊)</p> <p>■学校司書意見交換会(8月)</p> <p>■調べる学習個別相談会(7・8月)</p>	<p>■図書館からの団体貸し出しを行うことで、読書活動や調べ学習の推進につながった。</p> <p>■学校図書館における児童・生徒の一人当たりの年間貸出冊数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>38.9冊</td> <td>2.5冊</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>36.7冊</td> <td>2.3冊</td> </tr> <tr> <td>元年度</td> <td>39.1冊</td> <td>2.7冊</td> </tr> </tbody> </table> <p>■0歳から15歳における図書館・図書室の利用者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">登録者数</th> <th colspan="2">貸出者数</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>前年度比</th> <th>人数</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>14,310 人</td> <td>—</td> <td>72,384 人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>14,192 人</td> <td>99.2%</td> <td>74,737 人</td> <td>103.3%</td> </tr> <tr> <td>元年度</td> <td>14,254 人</td> <td>100.4%</td> <td>72,382 人</td> <td>96.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■0歳から15歳における図書館・図書室の貸出図書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">貸出図書</th> </tr> <tr> <th>冊数</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>238,493 冊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>247,107 冊</td> <td>103.6%</td> </tr> <tr> <td>元年度</td> <td>241,756 冊</td> <td>97.8%</td> </tr> </tbody> </table>		小学校	中学校	29年度	38.9冊	2.5冊	30年度	36.7冊	2.3冊	元年度	39.1冊	2.7冊		登録者数		貸出者数		人数	前年度比	人数	前年度比	29年度	14,310 人	—	72,384 人	—	30年度	14,192 人	99.2%	74,737 人	103.3%	元年度	14,254 人	100.4%	72,382 人	96.8%		貸出図書		冊数	前年度比	29年度	238,493 冊	—	30年度	247,107 冊	103.6%	元年度	241,756 冊	97.8%
	小学校	中学校																																																		
29年度	38.9冊	2.5冊																																																		
30年度	36.7冊	2.3冊																																																		
元年度	39.1冊	2.7冊																																																		
	登録者数		貸出者数																																																	
	人数	前年度比	人数	前年度比																																																
29年度	14,310 人	—	72,384 人	—																																																
30年度	14,192 人	99.2%	74,737 人	103.3%																																																
元年度	14,254 人	100.4%	72,382 人	96.8%																																																
	貸出図書																																																			
	冊数	前年度比																																																		
29年度	238,493 冊	—																																																		
30年度	247,107 冊	103.6%																																																		
元年度	241,756 冊	97.8%																																																		
<p><前年度評価委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきふね図書館から中学校へ、司書を週2日、1日当たり5時間派遣している。子どもたちの居場所として、図書館がうまく機能しているように感じる。 ・ひきふね図書館は地域の読書活動へきめ細かい配慮をしていると感じている。 ・本に親しむ子どもが増えるよう引き続き努力をしていただければと思う。 																																																				

課題	令和2年度以降の取組
<p> ■学校図書館や図書館を教科指導に活用する必要がある。 ■学校図書館の環境整備や利用案内の周知など、更に充実させていく必要がある。 ■子どもたちの読書活動を充実させるために、身近にある図書館利用への働きかけが必要である。 </p>	<p style="text-align: right;">指導室・ひきふね図書館</p> <p> ■区立図書館から学校司書の配置等の運営支援を行い、児童・生徒への読書活動の推進や教科学習の支援に努める。 [小学校]委託業者スタッフによる支援 週2日(5時間/1日) 25校のうち16校は週3日とする。 [中学校]ひきふね図書館員による支援 週2日(5時間/1日) ■児童の図書館見学や職場体験の受入れを行い、図書館への理解を高める。 ■ブックリスト等を配布し、図書館の利用促進につなげる。 ■図書館から学校への「団体貸出」を行い、子どもたちが多くの図書に接する機会を増やす。 ■学校図書館の授業での活用を促進するため、参考図書リストの提供や、レファレンスを充実させる。 ■ボランティアの育成 区立図書館において、学校図書館読み聞かせボランティア講座等を実施し、その育成に努める。 </p>

取組の方向3 家庭の教育力向上への取組の推進

令和元年度の事業の実施状況		成果
35	家庭と地域の教育力充実事業	
(1)	<p>■保育園・幼稚園の保護者会、小学校PTA等が家庭教育学級補助金交付を受け家庭教育学級を開催 家庭教育学級補助金交付:11団体・828人 【前年度】13団体・828人</p>	<p>■家庭教育学級の開催により地域の自主的な子育て学習に寄与した。</p>
(2)	<p>■幼稚園、保育園と連携し、園の保護者や地域の一般区民を対象に子どもの生活習慣改善や学習習慣の修得を目的とした講座を開催 家庭教育支援講座：7回実施 参加者177名(幼稚園1園46名、保育園4園85名、認定こども園2園46名) 【前年度】8回実施・参加者202名(幼稚園2園64名、保育園4園76名、認定こども園2園62名)</p>	<p>■幼稚園及び保育園と連携することにより、園での年間テーマである読み聞かせの講座を実施するなど地域のニーズに沿った内容で講座を開催することができ、生活習慣の改善や家庭教育の習慣づけに寄与した。</p>
(3)	<p>■親子で協力する実験を行うなど、学校外での学びの場や親子交流の機会を提供するため、身の回りにおける様々な科学をテーマに、親子参加型のワークショップを開催 親子で楽しむSTEM教室：3回実施 参加者118名(保護者59名、子ども59名) 【前年度】：4回実施、参加者161名(保護者82名、子ども79名)</p>	<p>■親子で楽しむSTEM教室を開催し、親子で創意工夫・意見交換することにより、子どもたちが自ら課題を見つけ、考え、学ぶ力をつけることの動機づけに寄与した。</p>
(4)	<p>■子育てに関する情報等を掲載した「子育て通信」を季刊(4回)で発行し、幼稚園、小学校1～3年の保護者へ配布、及び区ホームページ、「すみだ子育てアプリ」への掲載</p>	<p>■「すみだ子育てアプリ」に、子育て通信の掲載を追加したことにより、保護者等への情報提供ツールを拡充することができた。</p>
(5)	<p>■青少年育成委員、青少年委員及びPTAなど地域の指導者を中心に地域における指導力・相談力向上と家庭教育の重要性等をテーマに講演会を開催 地域育成者講習会：1回実施 参加者数48名 「地域で子どもたちの育ちを支える！吾嬭第二中地区青少年育成委員会の事例をヒントに語り合おう！！」 【前年度】1回実施、参加者93名 「アスリートに学ぶ子どもの心身の整え方」</p>	<p>■青少年育成委員、青少年委員及びPTAなど地域の指導者を対象とした講演会を開催し、指導力や相談力の向上に寄与した。</p>
<p><前年度評価委員意見> ・地域とともにある学校づくりや地域学校協働活動の充実を図るためには、コミュニティ・スクールをツールとして活用されることを期待したい。 ・「親子で楽しむSTEM教室」についてです。男性の保護者の参加が多い。家でできないことをやってみようという、非常に良い取組。</p>		
<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値> ■家庭教育支援講座参加人数(親子参加型含む) 295名 家庭教育学級参加人数 828名 ■目標値(令和3年度) 家庭教育支援講座参加人数(親子参加型含む) 500名 家庭教育学級参加人数 1,000名</p>		
36	小学校すたーとブック・中学校入学準備冊子の発行	
(1)	<p>■区内の幼稚園・保育園等に通う5歳児とその保護者を対象に、家庭教育啓発の冊子(小学校すたーとブック)を配付</p>	<p>■「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」に合わせた内容で、入学期の園児・保護者が一緒に学べる内容とした。また、小学校での生活や、家庭での準備について、わかりやすく伝える教材として配布することができた。</p>
(2)	<p>■区立小学校に通う6年生を対象に、進学準備冊子(中学校入学プレブック)を配付</p>	<p>■新入生が中学校入学後に提出することで、新入生は確実に問題に取り組み、中学校は新入生がどのような目標をもっているかを理解することができる。</p>
37	PTA活動支援事業	
(1)	<p>■連合PTAに対する補助金の交付、連合PTAが主催する研修大会等への支援 墨田区立小学校PTA協議会研修大会 「学ぶ力を引き上げ、幸せな人生も歩める子になる『マジックワード』」参加者:300名(前年度:400名) 墨田区立中学校PTA連合会研修大会 「感情コントロールで未来を切り拓く」 参加者:400名(前年度:300名)</p>	<p>■補助金の交付や研修大会等への支援を行うことで、PTA活動を円滑にするとともに、その充実を図った。</p>

課題	令和2年度以降の取組
<p>■継続的に目標値を達成できるように取組んでいく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">地域教育支援課</p> <p>■新規団体が積極的に申請できるよう、引き続き、区報・ホームページ等の媒体による周知、及び保育園・幼稚園、小・中学校PTA等への周知を積極的に行い申請団体の増加を図る。</p>
<p>■保育園との連携実施において、参加者数が想定より少ない現状が続いている。より多くの保護者等の参加を促すことが求められ、開催日時の設定や連携内容に工夫が必要である。</p>	<p>■参加者の増やすため、保護者や地域のニーズに応えられるテーマの新設に向け、講師の充実を図り、生活力・学力向上に資する講座を展開する。</p>
<p>■学びの場の提供という観点から、より幅広いテーマで積極的な家庭教育への参加を促す企画を検討する必要がある。</p>	<p>■開催時期・時間等を含め、親子で参加・受講しやすい講座内容の企画を充実していく。</p>
<p>■発行時期・回数や掲載内容について、社会情勢や対象者のニーズを満たせるよう柔軟に発行をしていく必要がある。</p>	<p>■引き続き、家庭教育支援に関する情報を提供し、家庭教育の意識啓発を継続していく。</p>
<p>■より多くの育成者に参加してもらうため、地域課題やニーズに応じた講演等を実施する必要がある。</p>	<p>■引き続き、青少年育成委員等の地域指導者と連携をし、講演会等を通じて地域の指導力・相談力の向上を図る。</p>
	すみだ教育研究所
<p>■より効果的な活用方法について検討する必要がある。</p>	<p>■幼稚園や保育園等、小学校と連携しながら、家庭での活用について検討していく。</p>
<p>■より効果的な活用方法について検討する必要がある。</p>	<p>■より効果的な活用方法を中学校長等と検討していく。</p>
	地域教育支援課
<p>■研修大会等について周知・啓発方法等を検討する必要がある。 ■強制加入や会費徴収方法について、保護者からの苦情も多く、連合PTAを通じて、単位PTAにおける適正な運営をお願いをしていく必要がある。</p>	<p>■連合PTAに対する活動支援を継続する。また、連合PTAと連携し、研修大会等の参加者増に向けた取組について検討する。 ■PTAの適正な運営に資するための勉強会の実施について検討する。</p>

目標4 より良い教育活動を推進していくための環境づくりに取り組みます

取組の方向1 学校経営の強化

	令和元年度の事業の実施状況	成果
38	校務改善	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■校務支援システムを活用した校務の情報化の推進 ■小学校に引き続き、中学校でも「特別の教科道徳」の通知表印刷に対応できるシステムの構築 ■新たな機能を盛り込んだ新校務支援システムへの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ■教員同士の情報共有が可能になったほか、児童生徒のデータを保健・成績等多くの場面で活用できるとともに、効率化が図られた。 ■様式の変更等を一定程度柔軟に行えるうえ、内製化したことにより大幅な経費削減が可能となった。
<p><前年度評価委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムによって効率が上がっている。新しい姿が示されており、墨田区はそこに多くの予算を充てていることは理解した。今後も進めてほしい。 		
39	学校運営連絡協議会運営事業	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■全学校(園)で年間3回以上の実施(都型コミュニティ・スクールの要件に沿った内容で実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校の教育活動についての協議を行い、様々な意見をもとに教育活動の改善を図ることができた。 【実施状況100%】 ■学校関係者評価を行い、学校評価結果を公表している。 【実施状況100%】
<p><前年度評価委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域とともにある学校づくりや地域学校協働活動の充実を図るためには、コミュニティ・スクールをツールとして活用されることを期待したい。 		
<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値></p> <ul style="list-style-type: none"> ■学校関係者評価におけるA評価の割合 48.7% ■目標値(令和3年度) 50% 		
40	学校(園)における第三者評価の実施	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■幼稚園3園、小学校6校、中学校3校に対する第三者評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■対象校の自己評価結果や学校経営計画の中間評価、授業視察、ヒアリング等を通して総合的に評価を行った。評価結果は、対象校の学校運営の改善に生かせるよう1月上旬までに通知し、評価に関する校長所見を作成することにより、評価を受けての改善策等を明確化した。 【実施状況100%】
<p><前年度評価委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の学校のどこに問題があり、どう改善したらいいか、一番肝心の教員が意識しているかどうかについて、学校間の差があると思う。 ・項目のなかに「評価に関する校長所見の作成」があった。自治体によっては、評価をするだけで終わってしまうところもあるので、今後も重視していただきたい。 ・墨田区は非常に効果的に行われていると思う。これからも維持し、それを支える仕組みづくりの充実をはかっていただきたい。 		
<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値></p> <ul style="list-style-type: none"> ■第三者評価における各学校(園)の総合評価 56.3% ■目標値(令和3年度)80% 		

課題	令和2年度以降の取組
<p>■新校務支援システムの運用を令和2年度から開始するが、使用方法の習熟だけでなく、本区の運用に合わせてシステムを改修していくなどの対応が不可欠である。</p>	<p style="text-align: right;">庶務課</p> <p>■新校務支援システムの順調な運用のため、適宜カスタマイズ等を行う。</p>
<p>■地域学校協働活動の企画・調整担当者を設置し、学校と地域住民等との連携・協力を一層推進していく必要がある。</p> <p>■コミュニティ・スクールへの移行準備を進めていく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■都型コミュニティ・スクールとしての運営を行い、学校の教育活動に関して様々な議論をしていくことで、地域学校協働活動を推進していく。</p>
<p>■校長所見として、評価結果通知後の評価を踏まえた改善策等を講じていく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■令和2年度は、幼稚園3園、小学校7校、中学校3校で第三者評価を実施する。</p> <p>■1月に評価結果を各学校に通知し、2月中旬までに評価結果を受けての校長所見をより一層精度の高いものとして改善の方向性を明確化していくとともに、校内で共通理解を図るようにして学校全体で改善に向けての意識を高めていく。</p>

取組の方向2 学校施設等の充実

令和元年度の事業の実施状況		成果
41	学校施設維持管理事業	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■非構造部材の耐震化に係る外壁改修工事等の実施 ■排水管路の耐震化工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■区立学校施設の耐震機能が強化された。
	<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値></p> <ul style="list-style-type: none"> ■対象である29校(園)の学校施設の非構造部材(ガラス)の耐震化率 29校(園)(100%) ■目標値(令和3年度)29校(園)100%(平成30年度に達成) 	
42	学校施設への環境配慮型設備等の導入	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■校庭の一部芝生化の実施(東吾嬬小学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ■校庭整備工事を行った東吾嬬小学校について、校庭の一部を芝生化した。
<p><前年度評価委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎がきれいになってきていることに驚いている。新しく改築された学校はもちろんのこと、多くの学校で校庭が整備されて、きれいな彩色がされており、環境整備していこうという姿勢を感じる。 		
43	学校ICT化推進事業	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■区立全小中学校の普通教室、特別教室に電子黒板を設置し、教員用タブレット端末を配置 ■児童・生徒によるタブレット端末活用のモデル校(小学校1校、中学校1校)及び特別支援学級等モデル校の選定 ■エバンジェリスト(先導的ICT教員)の選定 ■ICT機器の操作や不具合等に係るマニュアル等の整備し、ポータルサイトに掲載 ■機器の操作研修のほか、管理職や主幹教諭向けICTマネジメント研修の実施 ■教員間・学校間のコミュニケーション促進・情報共有・共同作業を可能とするクラウドサービスの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■授業中にICTを活用し指導できる教員の割合 墨田区 84.5%文部科学省調査(令和元年3月現在) ■学習指導要領改訂に合わせ、タキソノミーテーブル(※1)による単元ごとに授業設計を行う技術について、エバンジェリスト(※2)を中心に教員が学ぶ機会を設けた。 ■問い合わせに素早く対応できるようになり、サポートの標準化、強化が可能となった。 ■学習指導要領におけるICT活用の考え方などを管理職等が学ぶ機会となった。 ■各教員のコミュニティーサイト等が立ち上がるなどクラウドサービスの活用が進んだ。
<p><前年度評価委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校ではほとんどのクラスで、ICT機器を取り入れた授業風景を見ることが出来る。「この単元ではこんな効果があるから使ってみよう」と、各教科において目的を定めてポイントを絞った使い方を工夫し、学習効果の観点から指導計画の中に位置づけることも、ステップアップの上では必要だと思ふ。 ・他区では、必要がない場面でも無理やりICT機器を使っている様子も見受けられたので、そういったことがないように、研修等を続けていただきたい。 ・子ども全員にタブレット端末を持たせて、授業改革に取り組んでいる自治体では、必ずしも効果が上がっているとは限らないようだ。他の自治体の情報も収集し、より一層充実させてほしい。 ・電子黒板や電子教科書の導入には、賛成意見だけではなく課題があるという意見もある。効果的な推進方法についても検討してほしい。 		
	<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値></p> <ul style="list-style-type: none"> ■生徒用タブレット型PCの配置校数 25校 ■目標値(令和3年度) 35校 	

※1教育の目標を「記憶する」「理解する」「応用する」「分析する」「評価する」「創造する」といった学習者の認知の次元に応じて分類する表。学習過程を見える化する、評価を適切に実施する、より高次の学習過程へ発展させるといった活用が可能。

※2児童・生徒の学びを先進的で効果的なICT活用を通じて実践・周知普及する役割の教員のこと。墨田区学校ICT化推進事業実施要項に基づき、各小中学校で合計10名程度指定している。

課題	令和2年度以降の取組
<p>■ 建築需要の増加・労務単価の上昇から、業者や資材の確保が難しい状況である。</p>	<p style="text-align: right;">庶務課</p> <p>■ 学校施設の環境向上に資する工事について、引き続き計画的に実施していく。</p>
<p>■ 校庭芝生化は生徒が自然と触れ合う機会を生み出し、環境教育に効果的であるが、維持管理に課題がある。</p>	<p style="text-align: right;">庶務課</p> <p>■ 小学校の校庭整備工事を実施する際には、校庭の一部を芝生化することについて検討していく。</p>
<p>■ 各教科、各単元の狙いに合わせたICT活用を進めるために、まずは学習指導要領の内容に即して授業構成等を構築できるよう、情報共有や研修等の取組を重ねていく必要がある。</p> <p>■ ICTの活用自体が目的とならないよう、「ICTならではの教育」の視点で、モデル事業等の研究を行っていく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">庶務課</p> <p>■ 国の「GIGAスクール構想」を前倒しで実施し、児童・生徒へのタブレット端末1人1台体制を構築する。</p> <p>■ モデル校、エバンジェリスト等によるICTを活用した授業のノウハウを各学校に水平展開していく。</p> <p>■ プログラミング教育について、教員向けの研修を実施する。</p> <p>■ ICT研修の実施方法の多様化について検討する。</p>

目標5 文化活動やスポーツ活動に積極的に参加できる環境を整えます

取組の方向1 オリンピック・パラリンピック教育の推進

	令和元年度の事業の実施状況	成果
44	オリンピック・パラリンピックに向けた取組	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■各学校で全体計画及び年間指導計画を作成し、各教科横断的な教育活動を実施 ■研修会でカリキュラムマネジメントによる全体計画の作成を説明 ■「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」について重点的に育成 ■東京2020大会以降も、レガシーとして長く続くことを見据えた教育活動の展開 ■オリンピック・パラリンピック競技の観戦について、東京都教育委員会と調整及び計画の立案 	<ul style="list-style-type: none"> ■各学校において、指導計画に基づきオリンピック、アスリート招聘など特色ある取組を実施した。 ■アワード校の実践を連絡会にて発表し、各学校の取組の参考となった。 ■各学校で教育計画の中に位置付け、年間指導計画に基づき、カリキュラムマネジメントを通じて、各教科横断的な教育活動を実施した。
<p><前年度評価委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等でカリキュラム・マネジメントを押さえ、学校の教育計画の中に位置づけるとよいのではないかな。 ・教育的な見地もあるが、楽しむことを考えてもよいのではないかな。 		

取組の方向2 郷土の歴史・文化の理解及び普及・啓発活動の充実

	令和元年度の事業の実施状況	成果
45	すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館等を活用した教育	
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ■各小・中学校で、各教科と関連し、すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館の見学を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■葛飾北斎学習読本を小学校低学年用、高学年用、中学生用の3部構成で作成、各校へ配布し、授業で活用した。 ■すみだ郷土文化資料館では、児童・生徒の郷土への歴史・文化に対する理解を深めてもらうため、展示解説や民具体験などの教育普及事業(学校連携事業)を実施した。(小学校20校実施) なお、年度末に予定していた学校連携事業は、新型コロナウイルス感染防止のため中止となった。
<p><前年度評価委員意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・墨田区には美術館、資料館、その他文化財が豊富なので、これらをうまく活用できる仕組みがあればよいと思った。 ・高い水準を意識した展示方法だけではなく、小・中学生には何を見せればよいかというところまで考えた展示を考えてほしい。このことは、学校の立場から要望を上げていかなければならない。 		
<p><すみだ教育指針の年間目標に対する到達値></p> <ul style="list-style-type: none"> ■すみだ郷土文化資料館と学校連携事業を実施している学校 小学校20校(80%) ■目標値(令和3年度) 小学校25校(100%) ■すみだ北斎美術館と学校連携事業を実施している学校 小・中学校26校(74.3%) 中止5校 ■目標値(令和3年度) 小・中学校35校(100%) 		

課題	令和2年度以降の取組
<p>■各学校の取組を充実し、レガシーとして長く続くことを見据えた教育活動を展開していく必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">指導室</p> <p>■各学校でカリキュラム・マネジメントを踏まえた年間指導計画の見直しを行う。 ■引き続き、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」を重点的に育成していく。 ■東京2020大会以降も、レガシーとして長く続くことを見据えた教育活動を展開していく。 ■オリンピック・パラリンピック競技の観戦について、東京都教育委員会と調整し、計画を立案する。</p>

課題	令和2年度以降の取組
<p>■すみだ北斎美術館の施設の大きさから、中学生の見学について工夫していく必要がある。 年度末に予定していた学校連携事業は、新型コロナウイルス感染防止のため中止となった。</p>	<p style="text-align: right;">指導室・地域教育支援課</p> <p>■引き続き、すみだ北斎美術館、すみだ郷土文化資料館の見学等を活用した学習を推進していく。 ■すみだ北斎美術館の充実した活用方法について、同美術館と協議していく。 ■社会科の学習に活用できる教員向けCD-ROM作成など、コロナ禍における授業ニーズに対応できるような資料提供等を行う。</p>

令和元年度の事業の実施状況		成果
46	図書館による郷土の歴史・文化についての情報発信 ■ 地域の方、博物館・美術館との連携 ①すみだ文化講座等の実施(6回) 主な実施講座、連携機関等 ア)すみだ地域学研究者:「江戸を戦火から救った山岡鉄舟とすみだゆかりの幕臣たち」 イ)回向院副住職:「両国のへそと呼ばれる回向院と本所両国の歴史」 ウ)花火研究者:「花火大会を120%楽しむ方法」 見よう!撮ろう!楽しもう! エ)エッセイスト坂崎重盛氏:墨田区育ちの散歩隠居が語る『作家・文人の墨東散歩』 オ)すみだ地域学研究者:「忠臣蔵」浅野内匠頭は忠臣だった!? カ)多門寺住職:「墨田の歴史について」 ②地域に関する資料の収集・整理・保存及び質問に対する回答(44件) ■ 情報発信として、以下の取組を行った。 ①墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室ニュースでの講座案内(主な記事) ア)4月号:「菓子遍路～和菓子とすみだをつなぐ～」 イ)8月号:「東京五輪音頭-2020-」 ウ)8月号:廣田硝子「見えそうで見えないガラスのむこう側」 エ)9月号:「フウガドールすみだとFC東京」 オ)11月号:月刊地図中心編集長「たちばな防災講座～地理的視点から～」 ②図書館での郷土の歴史・文化に関する特集展示(主な展示) ア)常設:「あしたのジョー×すみだ」コーナー イ)常設:佐久間象山の掛け軸の展示 ウ)7月:「牛頭山弘福寺の絵画」パネル展示 エ)7～8月:「すみだストリートジャズフェスティバル」写真展 オ)9月:「すみだ街歩きフォトコンテストwith京一旭町会」 カ)10月:「フウガドールすみだ」関連展示	■ すみだ文化講座の実施にあたり、地域の方、博物館や美術館と連携しながら実施した。(計6回実施、255名参加) ■ 郷土の歴史・文化の情報について、区立図書館内で図書の特集展示や区立図書館ニュースの紹介記事などで発信した。また、図書館ホームページ等からも情報発信した。
<前年度評価委員意見> ・区民ニーズ等を詳細に把握し、構成する年代なども考慮に入れ、一層の充実を図る事が期待される。 ・小・中学生のときに地元を知ることは、大人になって自分の区のことを考える上で重要なことである。 ・図書館や博物館のパンフレットが、館内に分散配置されているように思う。まとめて配置する場所をつくると、今以上に普及するのではないか。		
	<すみだ教育指針の年間目標に対する到達値> ■ すみだ文化講座等の実施回数 年6回 ■ 目標値(令和3年度) 年4回以上	
47	文化財の調査・普及 (1) ■ 区内に存する有形・無形文化財の調査、指定・登録、埋蔵文化財の発掘調査・記録・保存 ①文化財登録件数 149件(前年度147件) ②埋蔵文化財本発掘調査 5件(前年度3件) (2) ■ 区民への歴史・文化の関心度を高めるため、史跡説明板の設置や史跡めぐり、文化財の特別見学会、展示、刊行物の作成等を実施 ①史跡めぐり 3回(延参加者数56名) ②特別見学会 2回(延参加者数35名) ③史跡説明板 付替2基 新規1基 ④すみだゆかりの展示 1回 「黄檗-牛頭山弘福寺の絵画と墨蹟-」 ⑤体験講座「おとなの伝統工芸体験」 ベっ甲工芸(参加9名)江戸表具(参加8名) ⑥リーフレット「黄檗-牛頭山弘福寺の絵画と墨蹟-」 2,000部 ⑦刊行物「墨田区文化財叢書第九集 隅田川神社の文化財-矢掛弓雄の世界II-」1,000部	■ 区内に存する歴史的・芸術的に価値の高い文化財を登録・指定することで、文化財の保護及び文化財管理者への支援を行うことができた。 ■ 史跡めぐりの実施、史跡説明板設置等の普及事業により、すみだの文化財、歴史・地誌を広く周知することができた。
<前年度評価委員意見> ・文化財の登録件数の目標値に若干違和感がある。目標値達成のために、無理やり登録するようなことはないと思うが、目標値はなくても良い気がする。		
	<すみだ教育指針の年間目標に対する到達値> ■ 区登録文化財の登録件数 149件 ■ 目標値 158件	

課題	令和2年度以降の取組
<p>■地域資料の管理(収集・整理・保存・公開)をしながら、郷土の歴史・文化について、適切なレファレンスを行う必要がある。</p> <p>■郷土の歴史・文化の情報の発信方法について、更に充実させていく必要がある。</p> <p>■図書館や博物館等のパンフレットの展示方法を工夫する必要がある。</p> <p>■小・中学生が地元のことを身近で知ることができるよう、郷土に関する図書や展示を充実する必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">ひきふね図書館</p> <p>■地域に関する資料については、収集及び整理等を進めていく中で、職員の更なる専門知識等の向上に努めていく。</p> <p>■すみだ文化講座などのイベントを利用して、子どもからお年寄りまで誰もが興味を持てるような郷土の歴史・文化の情報を発信していく。</p> <p>■図書館・博物館等のパンフレットの展示コーナーを設ける。</p> <p>■学校図書館に、すみだの偉人の紹介などの郷土コーナーを設け、関連図書や展示を行い、小・中学生に地元への理解を深める取組を行う。</p>
<p>■区内に残された貴重な文化財を保護するために、積極的に調査を進める必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">地域教育支援課</p> <p>■引き続き、区内の文化財の調査・記録・保存を行い、区民の貴重な財産として後世に伝えるべきものについては、指定・登録への取組を継続していく。</p>
<p>■区民の学習活動等に資するため、文化財情報を積極的に発信する必要がある。</p> <p>■文化財の刊行物や文化財の情報を、各学校に浸透させる必要がある。</p>	<p>■寺社が所蔵している文化財をデジタルデータ化して保存する事業を推進していく。</p> <p>■国際観光客の区内回遊に寄与できるものとして、史跡説明板の英語表記等、文化財を活用した取組を進める。</p> <p>■区ホームページや広報誌等を活用し、指定・登録文化財の紹介を積極的に行う。</p> <p>■調査を行った寺社等の文化財について、その内容を分かりやすい報告書としてまとめ、刊行する。</p> <p>■史跡めぐりや文化財パネル展示などを通して、多くの区民への地域の文化財や歴史の周知に努める。</p> <p>■史跡説明板一覧表や本年に作成予定の区内文化財紹介図書の送付など、学校への文化財に関する情報提供を積極的に行っていく。</p>

(4) 重点審議対象事業の点検・評価

審議内容の充実を図るため、すみだ教育指針にある全事業を内部評価した上で、第三者評価委員会で重点的に審議いただく事業について、次の2つの視点、重要度（行政サイド）と関心度（区民サイド）から、選定基準を設定した。

① 重要度の視点

第三者評価委員に点検・評価を求める必要性が高い事業

② 関心度の視点

その他、区民・利用者等に身近な行政サービスで関心が高く、事業内容や実施目的を周知する必要がある事業

上記基準に照らし、下表のとおり事業の選定を行った。

施策・事業名（所管課）	選定理由
区立学校における働き方改革の推進事業 （庶務課・指導室）	平成31年3月に策定した「区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現や、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、更なる学校教育の質の維持向上を図っていくため、重点的に評価する必要がある。

<参考>

過去の重点審議対象事業	施策・事業名（所管課）
令和元年度	放課後子ども教室推進事業（地域教育支援課） 子ども読書活動の推進（ひきふね図書館）
平成30年度	学力向上3か年計画の実施（すみだ教育研究所） 新学習指導要領への対応（指導室）
平成29年度	学校ICT化推進事業（庶務課） 区立図書館の事業運営（ひきふね図書館）
平成28年度	いじめ・不登校防止対策事業（指導室） すみだ郷土文化資料館の運営（地域教育支援課）
平成27年度	学力向上3か年計画（すみだ教育研究所） 放課後子ども教室（地域教育支援課）

令和元年度事業に対する内部評価

重点審議対象事業

<p>施策名</p>	<p>区立学校における働き方改革の推進</p>
<p>事業名</p>	<p>区立学校における働き方改革の推進</p>
<p>令和元年度の取組内容及びその成果</p>	
<p>1 出退勤システムの導入</p> <p>▶ (成果) 出退勤システムの導入により、教員の在校時間が正確に把握できるようになった。</p> <div data-bbox="311 674 628 786" style="text-align: center;"> </div> <p>(打刻カード 通称「カメレオンコード」)</p> <p>2 共同事務室の設置</p> <p>学校事務の正確性の向上と効率化の推進、事務職員の育成及び資質の向上、学校間の事務処理の標準化を目的として、事務の共同化を試行実施した。</p> <p>▶ (成果) 共同事務室で業務を行うことにより、日々の事務処理の中でのノウハウの共有化や育成機会の創出が図られた。</p> <div data-bbox="863 853 1501 1294" style="text-align: center;"> </div> <p>3 時間外の留守番電話の設置及び夏季休業中における学校閉庁期間の導入</p> <p>▶ (成果) 留守番電話の導入の結果、時間外の電話がなくなり、業務に集中できる職場環境が整備された。また、夏季休業中の学校閉庁期間を設けたことにより、教職員が休暇を取得しやすくなった。</p> <p>4 事務補助（スクール・サポート・スタッフ）の配置</p> <p>▶ (成果) 区内小中学校 24 校に配置し、教員の負担が軽減され、児童・生徒への指導時間の増加、教材研究時間の増加、休日出勤の減少の成果があった。</p> <p>5 地域人材を活用した部活動指導員の配置</p> <p>▶ (成果) 錦糸中学校に 1 名配置をし、顧問（教員）の在校時間の減少と負担軽減の成果があった。</p>	

事業概要	教育課題の複雑化・多様化や学校を取り巻く環境の変化等により、区内の小中学校教員の長時間労働が深刻な問題となっている状況を踏まえ、東京都が平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定した。墨田区においても都のプランに基づき、平成31年3月に「区立学校における働き方推進プラン」を策定し、働き方改革に向けた取組を推進している。	
	課 題	令和2年度以降の取組
<p>■教員の在校時間の集計結果のフィードバックをしていくとともに、一人ひとりが在校時間を意識した働き方に留意することで、長時間労働に対する意識改革を促していく必要がある。</p> <p>また、出退勤のみならず、休暇管理等についてもシステムを導入し、サービス管理全般のシステム化を進めていく必要がある。</p> <p>■事務の効率的な処理方法の確立に向け、業務フローの見直しを行う必要がある。</p> <p>また、教員と事務職員、会計年度任用職員の事務分担の見直し及び明確化を行っていく必要がある。</p> <p>■時間外や学校閉庁期間中の緊急連絡体制について、その整備状況の確認及び効果の検証が必要である。</p> <p>■人材不足のため、年度当初から事務補助（スクール・サポート・スタッフ）を配置できない学校がある。</p> <p>■中学校全校に配置できていない。</p>		<p>■在校時間の集計結果に基づき、教員一人ひとりの在校時間に対する意識改革を促していく。</p> <p>また、現在導入している出退勤システムに休暇管理機能を追加し、教員のサービス管理全般のシステム化を行う。</p> <p>■業務フローの見直しを行い、事務の効率的な処理方法を確立する。</p> <p>また、教員と事務職員の役割分担の見直し及び明確化を図っていく。</p> <p>■時間外や学校閉庁期間中の緊急連絡体制の確認及び効果の検証を行う。</p> <p>■区内全校に配置し、教員の負担軽減を図る。</p> <p>■部活動指導員の配置校の増加を図る。</p>

(5) 第三者評価委員の意見

尾木 和英 委員

1 総評

- 成果及び課題の把握について、令和2年以降の取組への反映を意図して、各事業担当者が点検評価を行っていることが把握できた。できる限り、明確な根拠に基づいて内部点検評価結果資料が作成されている点も評価できる。
これに基づき所管課の説明を受けて2回の評価委員会が行われ、教育委員会の活動及び令和元年度の関係事業に関して適正な評価を行うことができた。
- すみだ教育指針の体系を踏まえて施策の実施状況が構造的に評価され、確かな成果と今後の取組に向けての課題が把握された。
- 各事業担当者がきめ細かな実態把握に努め、墨田区の実態に即して目標ごとに取組の方向を明確にし、それぞれに創意工夫を生かしている。第三者評価の実施によって、各所管課の着実な事業展開と、よりよい事業を目指そうとする積極的な姿勢を確実に把握することができた。

2 令和元年度の施策体系に基づく内部評価について

- 全体にわたって、目標1～5の内容に関して着実な取組を進め、成果を上げていることが認められた。しかし、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響等、新たな課題への直面ということが起こっている。前例のない状況が様々な場面で見受けられるので、本内部点検評価の結果を生かすとともに、学校および関係団体等との連絡、内部での協力体制の強化を図って、一層充実したものにすることが重要である。
- 目標1にかかわって、学力向上、授業改善等に成果を上げている。今後については、各学校でどのような課題を抱えているのかについてきめ細かく把握し、実態に基づいて組織を生かし、現在の状況を維持するよう努めることが望まれる。
- 目標2にかかわって、いじめ、不登校への対応など、様々な努力が重ねられている。しかし、4月以降は各学校で新たな事態に直面している。今後は、小・中学校及び関係機関等との連携をこれまで以上に重視し、学校、家庭、地域の連携をこれまで以上に図りながら、事業展開を進めることが望まれる。
- 目標3にかかわっては、学校、家庭、地域が連携・協働しての子どもの育成ということで、意義ある事業が展開され、それぞれに成果を上げていることが確認できた。しかし、ここでも随所に新型コロナウイルス感染症の影響がみられるようになっている。今後はさらにきめ細かな実態把握に努め、実情に即してそれぞれの趣旨が生かされることを期待したい。
学校図書館の充実、学校と図書館の連携強化に関する事業は、各学校における、主体的、対話的な学習活動の展開にもかかわって重要な内容を含んでいるので、現在の成果を生かし、さらに創意工夫して充実を図ることが大切である。
- 目標4にかかわっては、学校ICT化推進事業を中心として、学校施設等の充実に注目したい。学校は非常に多様な、また困難な課題を抱えるようになっている。それだけに、学習指導要領の内容にもかかわって、効果的な教育活動が行われるよう実態

に即して充実を図ることが必要である。

- 目標5に関しては、関連する事業が、墨田区の特色なども考慮して着実に展開されていることが確認できた。しかし、今後については、例えばオリンピック・パラリンピックの実施など、状況に動きの見られることも考えられるので、なお一層、状況をきめ細かくとらえて充実を図ることが期待される。

3 重点審議対象事業について

◎区立学校における働き方改革の推進事業

- 全体にわたって、創意工夫し、事業展開を行っている。
出退勤システムの導入によって、教員の在校時間や休暇管理などが明確になったことは、大きな意味が認められる。このことが、さらにサービス管理全体の適正なシステム化につながり、成果を収めていくことを期待したい。
- 事務の共同化と効率化の推進も、成果として認めることができる。これまで多くの学校で教員と事務職員との役割分担、事務の合理化などが課題となっていたので、その面からも今後を期待したい。
- 時間外の留守番電話等の事業展開も着実な成果を収めていることが把握できた。働き方改革に関する事業全体にいえることであるが、新たなシステム導入なので、その効果的な実施については、各学校の実施状況の把握に努め、さらなる成果が得られるよう留意することを望みたい。
- 事務補助、部活動指導員の配置に関しても、確かな成果を上げていることが把握できた。ただし、同じ区立学校であっても、やはり学校ごとに実態が同一とはいえない。それぞれの実態に応じ、事業の趣旨が生きるよう、一層の創意工夫を期待したい。

1 総評

本区における教育委員会第三者評価は定着してきており、各事業に対して成果が詳細に記され、数値でも表されるようになってきている。課題についてはよく吟味され、これを受けた次年度以降の取組予定も整合性をもって記されている。各事業は量的な充実が進められていることから、「課題」に示されている事項のうち、特に質的充実を図ることが大切になると言える。ただし、評価一覧については、次年度以降の取組に対して、次年度にどの程度まで取組が実施できたのかをもう少し計画に把握できるよう、「令和元年度の事業の実施状況」の前(左)に「令和元年度以降の取組」を配置するなどの工夫も課題になると思われる。

なお、今回は新型コロナウイルス感染症の影響があるため、重点審議対象事業は「区立学校における働き方改革」に絞られたが、喫緊の課題を点検項目として取り上げた点は評価できる。

2 令和元年度の施策体系に基づく内部評価について

評価対象は「ヒト」・「モノ」・「コト」になる。「ヒト」は人材配置や研修を意味し、「モノ」は施設・設備などのことであり、「コト」は教育実践を指す。そして、これら3要素を質と量の視点からいくつかの点について「内部評価」の評価を試みたい。

「施策・事業」一覧は目標別に作成されているが、ここでは「ヒト」・「コト」・「モノ」の視点から施策・事業の主なものを取り上げて、内部評価に関する意見を述べることにする。

「ヒト」には、教職員研修事業、NT（ネイティブティーチャー）の活用、スクール・サポート・ティーチャーのほか、後述の事務補助員の配置や部活動指導員の配置などがある。教職員研修は精選が今後検討されているが、多忙化対応としては問題がない。質的な課題としては、研修成果の共有化が指摘されているので、この点に関する充実が課題になる。NTの指導時間は確保されているが、スクール・サポート・ティーチャーは量的な確保のための工夫が求められる。事務補助員はある程度配置されているが、後述するように、学校規模に応じた配置数の検討が課題になる。部活動指導員は、試行を経た後には量的な充実を進めたい。

「モノ」には、施設やICT関連機器などがある。これらは事業の実施という視点からは「コト」にも当てはまるが、ある程度充実が図られていると評価できる。ICT関連では電子黒板の設置が完了し、GIGAスクール構想の前倒しによるタブレット端末の体制構築については、内部評価に記されているので、量的な問題は解決に向かっている。また、これらの効果的な活用が指摘されており、課題意識は明確だと評価できる。総合教育センターについては他区にみられるような「教育支援センター」等の名称が検討されているが、専ら児童生徒の教育を直接支援する施設のように解されることもあるので、十分に検討されたい。図書館や文化財保護も含めて「モノ」については量的充実が図られているので、今後は質的充実を進めることが課題になる。

「コト」は前記以外の事業になる。特に本区は学力向上に力点を置く様子をうかがうことができ、これまでの地道に努力によって成果を上げつつある点は高く評価できる。量的には、現行以上に事業を増やすことより、各課題に記されていることに対応させ、

また時代の変化を考慮しながら質的充実を図るよう求めたい。

3 重点審議対象事業について

◎区立学校における働き方改革の推進事業

学校の働き方改革については、文部科学省の取組が進み、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」も示されるようになった。本区における5つの事業が評価対象とされた。

まず、「出退勤システムの導入」は打刻カード方式を採用し、教職員の出退勤チェックの負担の軽減に資している。PCによる校務支援システムによる出退勤管理を実施している場合よりも効率的であり、システム選定については評価できる。「共同事務室の設置」は試行段階だが、いずれは本格的導入に向かうであろうことを考えれば、さらなる創意・工夫が課題になると言える。

「時間外の留守番電話の設置」については、翌朝に電話による問い合わせの集中も予想されたが、この問題が発生していないことから、うまく活用されていると判断できる。また、「夏季休業中の学校閉庁期間の導入」は、年次有給休暇を惜しんで出勤する教職員も見られないようで、これも本区の実情に即した事業になっている。

スクール・サポート・スタッフなど「事務補助の配置」は24校実施となり、全校配置に至っていないが、配置校では教員の負担軽減などの一定の成果が見られた点は評価できる。むろん学校規模も関わるが、今後は全校配置を目標にされることを期待したい。「部活動指導員の配置」は、1校1名配置という試行段階ではあるが、負担軽減につながったとされるので、今後はさらなる拡充を目指したいところである。

働き方改革に関しては、ともすると却って教職員の負担を増す場合もある。出退勤チェックの手間や、所定外勤務の奨励に伴う自宅勤務の負担増などの問題も指摘できる。そこで、例えば、旧来の業務のうち必要性が弱まった業務をスクラップしたり、事務補助員を学校規模によっては複数配置したりするなど配慮が求められるであろう。

1 総評

- 郷土に誇りを持ち、地域に貢献できる国際感覚のある児童・生徒・区民の育成を目標に、47の事業を立ち上げ、実施状況と成果、そして課題を見いだし、今年度以降の取組を具体的に想定する、丁寧な、思慮深い内部点検・評価報告を受けた。
- 毎年感じることだが、教育委員会事務局や各事業所管課、そして、これらの事業のねらいや成果を目指し実践する、伝統ある各学校や地域から、「今年も頑張るぞ」の想いが伝わってくる。派手ではないが、地道に取り組み、確実な成果を年々積み上げていこうとしている「墨田区の底力」を感じ取ることができた。
しかし、事業の成果の記述をみると、「学習意欲向上の取組を全校に周知することができた。」「ICTを活用した教育成果が上がってきた。」「不登校への助言で学校の組織的対応ができるようになった。」「各学校の体力向上に向けた体育授業が充実してきた。」等々すばらしいのだが、取組の実態に触れ、本当に周知され、不登校数や学力D・E層の減少の状況などに対して、厳しい細やかな評価、分析もほしい。

2 令和元年度の施策体系に基づく内部評価について

- 「小・中学校ともに全国平均以上の学力を」を合言葉に、毎年目標を定め、全小・中学校が地道な努力を積み重ね、成果が上がりつつあることがすばらしい。時間はかかるが、やれば出来てきた努力に自信を持って、子どもたちに向き合ってほしい。
そのためには、新しい授業の工夫への視点として、「主体的・対話的で、深い学びができる学習過程」の大切さ、全教科での「見方・考え方を意識した学習指導」のあり方、ICT機器の効果的な活用などが取り上げられている。しかし、そのような学習を進める上で必要な「何を学ぶのか」「何ができれば良いのか」を分からせ、覚えさせる「基礎的な知識・技能の学習」が軽んぜられている実態を見ることが多い。バランスのとれた発見・驚き・喜びのある学びの基本的な学習にも積極的に取り組んでほしい。
- 子どもたちの心の多様化が進み、広がっている。カウンセラーや担任との面談を含め、アイ・チェックなどを活用した分析・個人指導、そして学級・学年経営の必要性を再認識したい。子ども同士が関わりのなかで学び、気づき、発見し、努力する居場所づくりは、欠くことの出来ない現代的な課題である。
- 外国にルーツのある児童・生徒が増加し、在籍割合が20%を超える学校も増えてきた。在籍する子どもに対する日本語指導・通訳は今まで以上に必要になるばかりか、墨田区における外国人児童・生徒教育のあり方を思考しなければならない。地域や町会は、共生に協力的である。外国人保護者の学校・地域活動への誘い込みも必要ではないか。
- 墨田区特有の地域的環境から「幼・小・中学校における臨場感ある防災教育」は避けて通れない課題である。特に中学生は、自分の命を守るだけでなく、広く区民を守る立場を意識する必要がある。町会と協力した防災訓練を立ち上げてほしい。

3 重点審議対象事業について

◎区立学校における働き方改革の推進事業

- 何回調査をしても、「仕方がない長時間労働」として放置されてしまってきた「教員の働き方」に、国、都、区の施策としての「望ましい働き方改革」として具体的に取り組み始めたことはすばらしい。
- 令和元年度を取組は、出退勤システムの導入で、管理職を含め教員自身の勤務中の状況や内容を相互に吟味できるようになったことである。

「生きる力としての確かな学力」の定着に向けて、教員の仕事を援助する、スクール・サポート・スタッフ、カウンセラー、部活動指導員、地域の教育力等の導入は、教育機器の積極的導入・普及とともに、学校を大きく変え、教員の負担軽減に役立ってきている。今後、職場の課題に応じた教員の定数増による余裕づくりに向かいたい。

しかし、「これが望ましい教員の働き方」として、教員自身はもちろんのこと、子どもや保護者、地域の応援を受けて定着させるためには、これまでの「日本の教員のすばらしさ」を忘れずに、試行錯誤し、時間がかかることを覚悟しなければならない。

それは、一人ひとりの教員が、「先生になって良かった。」と思えるために、仕事を時間でとらえ制限するのではなく、教員が心の安定を感じ、情熱を持ち続けることができる「子どもと交流する充実感」のある学校環境を創り出すことではないだろうか。

令和2年9月 発行

教育委員会の点検・評価結果報告書

(令和元年度対象)

編集・発行 墨田区教育委員会事務局
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20
電話(5608)1111(代表)



つながる
墨田区

令和2年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

No. 1

課題No.	1	事業名 学校における働き方改革の推進										主管課	庶務課		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月			2月	3月
執行計画	① ICT 機器 環境整備 及び有効 活用（ギ ガスクール 構想へ の対応）	クラウド を活用した 事務効率化 支援 ■検討部会 開催	■プロジェクト チーム開催	■プロジェクト チーム開催	■プロジェクト チーム開催	■LAN 工事									
	② 学校の役 務の役割 分担の見 直し	■教員が行 っている事 務の内容等 の調査・ヒ アリング	■調査・ヒ アリング結 果まとめ	■調査・ヒ アリング結 果報告／意 見交換	■役割担 に係るガ イドライ ン作成					■検討委員会 (中間報告)			■策定		
	③ 施設賞 出方法 の改善 の検討	■運営委員 会設立検 討	■利用料見直 しに伴う実 態調査			■運営委員 会設立予 定								■今後の方針 策定（議 会報告予 定）	
	④教員を支 える組 織・人員 体制の整 備														
	⑤部活動指 導員の配 置増														
進捗	8月実績														
実績	<ul style="list-style-type: none"> ① プロジェクトチーム会議開催（授業改善・コンテンツ・ハード整備の3分科会を開催） ・LAN工事（中学校）契約（工事期間9月～12月） ・タブレット端末リース契約（小・中学生全員分、12月中の配布を予定。リース期間は4年。） ②調査・ヒアリング結果まとめ ③利用団体の連盟にヒアリングを実施 ④スクール・サポート・スタッフ未配置校2校への配置を検討（対象校31校中29校配置済み） ⑤吾嬭第二中学校への部活動指導員配置を検討（9月1日から任用開始予定） 														

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

進捗：○

課題No.	2	事業名	新学習指導要領への対応							主管課	指導室		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		11月	12月	1月
執行計画	○英語 ■海外派遣 利用セッション ■外国語教育 研修会① ■幼・英語 ○道徳 ○教科書採択 ■教科書 調査委員会 ○その他	■海外派遣 事前研修 ■外国語教育 研修会② ■道徳教育 推進教師 連絡会① ■教科書展示 アンケート ■学校調査 ■学校採択 訪問 ■がん教育 認知症林-ター 救命講習 プログラミング ICT 他	■海外派遣 事前研修 ■外国語教育 研修会③ ■教科書検討 委員会	■海外派遣 事前研修 ■海外派遣 出発式	■海外派遣 事後研修 ■外国語教育 研修会④⑤ ■中学校 教科書採択	■海外派遣 事後研修 ■外国語教育 研修会⑥ ■TGG (中)	■海外派遣 報告会 ■外国語教育 研修会⑦	■海外派遣 説明会 (学校対象) ■外国語教育 研修会⑧	■海外派遣 説明会 (保護者対象) ■外国語教育 研修会⑧	■R3 海外派遣 一次審査 ■R3 海外派遣 二次審査	■R3 海外派遣 二次審査		
	進捗	■各研修会											
実績													
8月実績 ①英語 ・海外派遣 (実施場所を国内に変更) 国内英語体験学習 8月12日 (水) ~ 16日 (日) 事後研修 8月19日 (水)、29日 (土) ・外国語教育研修会 8月5日 (水)、18日 (火) ・英語活動体験 (区内全幼稚園、保育園) 各ブロックで調整の上、9月から実施 ②教科書採択 教育委員会での採択 8月6日 (木) ③その他 ・学校サポート訪問 8月は実施校なし ・がん教育 各学校で日程調整 9月から実施 ・認知症サポーター 各学校で日程調整 ・救命講習 各学校で日程調整 10月から実施 ・プログラミング、ICT 年間指導計画に基づき実施 進捗：○													

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他 ()

令和2年度 教育課題 執行計画書兼実績報告書

No. 3

課題No.	3	事業名 学力向上新3か年計画（2次）の推進												すみだ教育研究所
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
執行計画 学力向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国調査実施(4/16) ■ 区調査実施(4/30) ■ マネジメント推進校決定、計画取りまとめ ■ チャレンジ教室 ■ 研究所ニュース発行 	<ul style="list-style-type: none"> → (中止) ■ マネジメント推進校訪問、予算配当 ■ 放課後補習等(中学校図書館を含む) 	6/30に延期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都調査実施→中止 7月28日実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 夏休み補習(小学校) ■ チャレンジ教室(中学校)実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区調査結果返却 ■ 区調査結果分析 ■ 全体計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学力向上ヒアリング ■ 放課後：秋 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調査結果を各校HPに掲載 ■ 放課後：冬 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区調査議会報告 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指導のポイントを各校へ周知 ■ 学習ふりかえり期間 				
	進捗	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>8月実績</p> <p>① チャレンジ教室実施 8月12日から5日間</p> <p>② 研究所ニュース発行、学習動画作成・配信</p> <p>進捗：○</p> </div>												
実績														

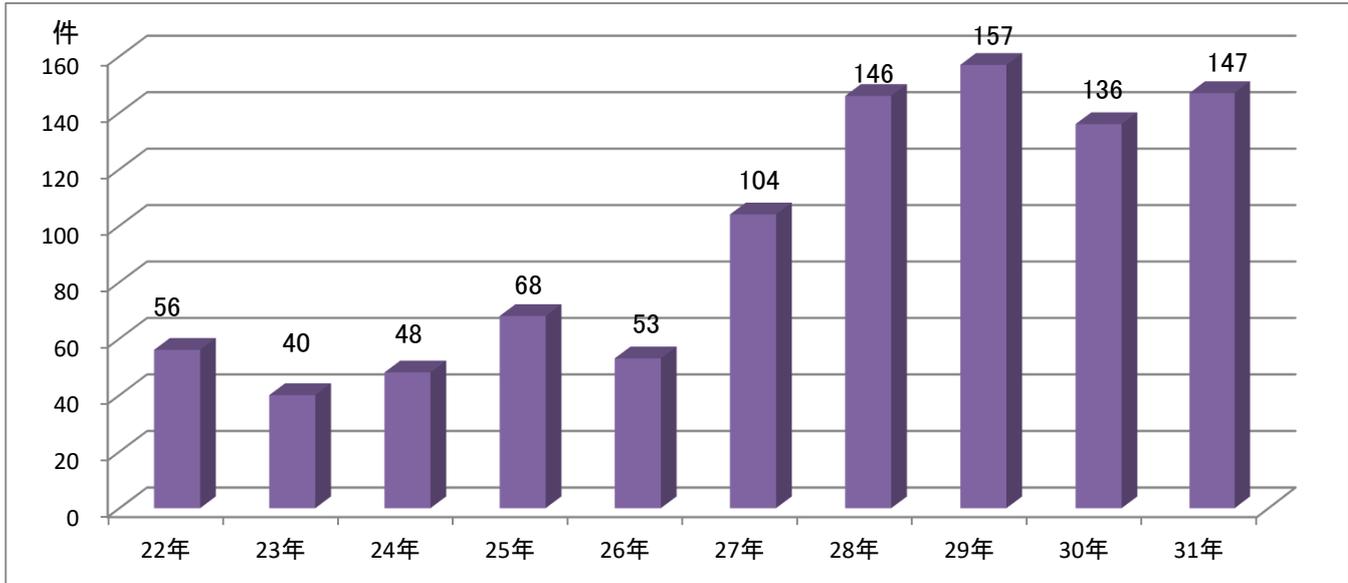
※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

児童・生徒の事故等の状況について

1 一般事故について

令和2年8月末現在

(1) 過去10年の事故発生件数



(2) 令和2年度の状況

① 4月～8月事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	13	0	13
中学校	1	0	1
合計	14	0	14

(参考) 令和元年度の状況

① 4月～8月事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	4	1	5
小学校	40	1	41
中学校	8	0	8
合計	52	2	54

令和元年度の状況

② 年間事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	9	1	10
小学校	105	2	107
中学校	33	0	33
合計	147	3	150

② 事故発生場所の内訳

区分	廊下	校庭	階段	教室	プール	体育館	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校	0	4	1	6	0	0	2	13
中学校	0	1	0	0	0	0	0	1
計	0	5	1	6	0	0	2	14

③ 事故発生時間帯の内訳

区分	始業前	授業中			休み時間	放課後	部活動	行事等	下校後	計
		実技等	教科	その他						
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校	1	2	1	3	5	1	0	0	0	13
中学校	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	1	3	1	3	5	1	0	0	0	14

④ 事故者の学年別内訳

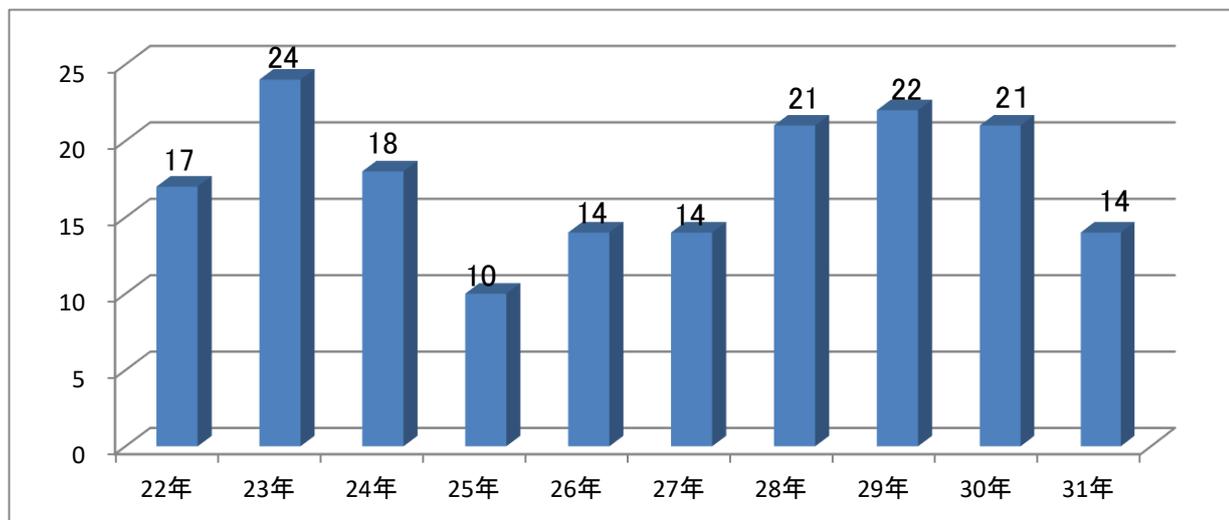
区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	0	0	1	1	0	3	1	2	1	0	0	9
女子	0	0	2	0	2	1	0	0	0	0	0	5
計	0	0	3	1	2	4	1	2	1	0	0	14
	0		13						1			

2 交通事故について

令和2年8月末現在

(1) 過去10年の事故発生件数

交通事故の発生件数(過去10年間)



(2) 令和2年度の状況

① 4月～8月事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	1	3	4
中学校	0	0	0
合計	1	3	4

(参考) 令和元年度の状況

① 4月～8月事故発生件数の内訳

区分	管理下	管理外	計
幼稚園	0	0	0
小学校	1	3	4
中学校	0	3	3
合計	1	6	7

② 事故発生場所の内訳

区分	道路	交差点	横歩道	断道	路地	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	0	3	1	0	0	0	4
中学校	0	0	0	0	0	0	0
計	0	3	1	0	0	0	4

③ 事故発生原因の内訳

区分	飛び出し	自転車走行中	遊び中	歩行中	横断中	その他	計
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
小学校	0	2	0	0	2	0	4
中学校	0	0	0	0	0	0	0
計	0	2	0	0	2	0	4

④ 事故者の学年別内訳

区分	幼稚園		小学校						中学校			計
	年少	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
男子	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	3
女子	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
計	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	4
	0		4						0			

3 その他の事故

令和2年8月末現在

(1) 「その他の事故」の内訳

区分	露出者被害	強制わいせつ	同未遂	性的被害	不審者声かけ	家出	いじめ	恐喝加害	暴力行為					その他	計
									生徒間	対人	対教師	器物	被害		
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校	0	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	40
中学校	0	0	0	0	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	5
計	0	0	0	0	0	1	43	0	1	0	0	0	0	0	45

(2) 「その他の事故」の学年別内訳

区分	露出者被害	強制わいせつ	同未遂	性的被害	不審者声かけ	家出	いじめ	恐喝加害	暴力行為					その他	計	計
									生徒間	対人	対教師	器物	被害			
年少	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
小2	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	8	
小3	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	9	
小4	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	
小5	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7	
小6	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	9	
中1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
中2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3	
中3	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
計	0	0	0	0	0	1	43	0	1	0	0	0	0	0	0	45

緑図書館のエレベーター及び受変電設備改修工事に伴う
臨時休館について

1 概要

緑図書館のエレベーター及び受変電設備について、老朽化に伴い改修工事を行う必要があるため、臨時休館とする。ただし、一部期間については、窓口を開設し、以下の業務を行う。

2 臨時休館期間

令和3年1月5日（火）から3月31日（月）まで（86日間）

※期間中、ブックポストでの返却は可

3 窓口開設期間等

（1）期間

令和3年1月26日（火）から3月14日（日）まで（47日間）

※2月の館内整理日（2月17日）は除く

（2）実施する業務内容

予約資料貸出し、共通利用カードの登録業務

4 周知方法

（1）区報

1回目・・・10月21日号

2回目・・・12月21日号

（2）区及び図書館ホームページ

10月21日から掲載

令和2年度緑図書館エレベーター及び受変電設備改修工事期間予定

		令和3年				
		12月	1月	2月	3月	4月
工事概要			<p>1/5~1/25 エレベーター解体・撤去</p> <p>1/26~3/12 エレベーター組立・設置工事</p> <p>3/15~3/19 受変電設備改修工事</p> <p>3/20~3/25 区検査</p>			
対応		<p>12/29~1/3 年末年始休館 1/4館内整理日</p>		<p>1/5~3/31 臨時休館 (1/26~3/14 予約資料貸出し、新規・更新登録)</p>	<p>3/26~3/31 開館準備</p>	<p>4/1~ 通常開館</p>